

令和 6 年11月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和 6 年12月 4 日～ 5 日

場 所 第 2 委員会室

令和6年12月4日(水曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)

○議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例

○議案第6号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○報告第7号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例

○議案第12号 工事請負契約の変更について

○議案第13号 工事請負契約の変更について

○議案第14号 工事請負契約の変更について

○議案第21号 当せん金付証票の発売について

○議案第23号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)

○議案第31号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議案第33号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

○その他報告事項

- ・県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和5年度の実績等について
- ・令和3年度県民経済計算からみた宮崎県経済の特徴について
- ・東九州新幹線等調査結果について
- ・宮崎県デジタル化推進計画(素案)について
- ・宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針について
- ・宮崎国スポ・障スポに要する経費について

○閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委員長 川添 博
副委員長 山口 俊樹

委員 丸山 裕次郎
委員 濱 砂 守
委員 後藤 哲朗
委員 黒岩 保雄
委員 坂本 康郎
委員 岩切 達哉

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 重黒木 清
政策調整監 田中 克尚
総合政策部次長(県民生活担当) 河野 龍彦
総合政策課長 中村 智洋
広域連携課長 川越 勉
秘書広報課長 伊東 浩
広報戦略室長 須波 勇一郎
統計調査課長 伊福 隆徳
総合交通課長 河村 直哉
中山間・地域政策課長 濱川 哲一
産業政策課長補佐 甲斐 寛征
デジタル推進課長 福崎 寿
生活・協働・男女参画課長 森山 紀子
交通・地域安全対策監 西丸 日出男
みやざき文化振興課長 堀 尚子
人権同和対策課長 中村 洋介

総務部

総務部長 吉村 達也
危機管理統括監 児玉 憲明
総務部次長(総務・市町村担当) 渡邊 世津子
総務部次長(財務担当) 串間 俊也

危機管理局長兼
危機管理課長
総務課長
人事課長
行政改革推進室長
財政課長
財産総合管理課長
税務課長
市町村課長
総務事務センター課長
消防保安課長

中尾 慶一郎
今村 俊久
那須 隆輝
池北 齊
池田 幸優
徳松 一豊
蛭原 真治
小藺 真二
後藤 道洋
羽田 貴一

監査第一課長 牛ノ濱 和秀
監査第二課長 林 玲子

議会事務局

議会事務局長 小牧 直裕
議会事務局次長 海野 由憲
総務課長 福島 久大
議事課長 菊池 博
政策調査課長 西久保 耕史

事務局職員出席者

議事課主査 春田 拓志
議事課主任主事 上園 祐也

宮崎国スポ・障スポ局

宮崎国スポ・障スポ局長
宮崎国スポ・障スポ局
次長兼
総務企画課長
競技・式典課長
施設調整課長
競技力向上推進課長

山下 栄次
長倉 正朋
佐藤 純一郎
財部 孝志
横山 美和

会計管理局

会計管理者兼
会計管理局長
会計管理局次長
会計課長
物品管理調達課長

米良 勝也
川口 千鶴
坂下 利雄
津野 哲雄

人事委員会事務局

人事委員会事務局長
人事委員会事務局
総務課長
人事委員会事務局
職員課長

田村 伸夫
小園 浩孝
児玉 憲彦

監査事務局

監査事務局長

坂元 修一

○川添委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第6号、議案第31号に対する人事委員会の意見についてであります。

タブレットの委員協議フォルダー内にある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会に意見を求めた回答であります。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○重黒木総合政策部長 初めにお礼を申し上げます。

11月8日に開催いたしました宮崎県文化賞の受賞式におきましては、濱砂議長をはじめ委員の皆様にご出席を賜り、誠にありがとうございました。

この文化賞でございますけれども、昭和25年に創設されて、今年で75回目を迎えた歴史ある賞でございます。今年度の受賞者の方々も含めまして、計311人と5団体が受賞されております。今後とも本県文化の魅力向上やさらなる発展に取り組んでまいります。

また、11月26日に宮崎空港において開催いたしました、タイガーエア台湾「宮崎—台北線」の就航式典でございます。こちらの方にも濱砂議長にご出席いただき、誠にありがとうございました。

今後、アウトバウンド・インバウンド双方の利用促進を図りまして、路線の維持・充実に努めてまいります。

それでは、本日の委員会にお願いをしております議案等の概要につきまして説明いたします。お手元の総務政策常任委員会資料2ページの目次を御覧ください。

まず議案でございますけれども、議案第1号及び議案第23号につきましては、「令和6年度宮崎県一般会計補正予算」でございます。

資料3ページを御覧ください。

総合政策部の令和6年度11月補正予算案であります。一般会計の表の一番下、計の欄を御覧ください。

議案第1号といたしまして3,361万2,000円の増額補正、議案第23号といたしまして8,010

万3,000円の増額補正をお願いしております。その結果、合計欄の右端でございますけれども、補正後の額は一般会計と特別会計を合わせまして213億3,904万3,000円となります。

補正予算案の内容でございますけれども、議案第1号は、私立高校生等の保護者に対する給付金の所要見込額が増えたことによるものであり、議案第23号は、今回の給与改定に伴う増額補正であります。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

目次にお戻りください。

次に、Ⅱの特別議案でございます。

こちらは、宮崎県男女共同参画センターに係る「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」の1件でございます。

最後に、Ⅲのその他報告事項でございますけれども、こちらは、「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和5年度の実績等について」、また、本委員会において昨年度に要請のありました「令和3年度県民経済計算から見た宮崎県経済の特徴について」、それから「東九州新幹線等調査結果について」、「宮崎県デジタル化推進計画（素案）について」の4件であります。

これらにつきましても、後ほど担当課長より御説明いたします。

最後でございますけれども、本日は、政策推進担当次長の大野が欠席しております。

○川添委員長 次に、議案についての説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○堀みやざき文化振興課長 先ほど説明のありました補正予算案のうち、議案第1号について御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。

みやざき文化振興課の補正予算につきまして、左から3列目の補正額の欄にありますとおり3,361万2,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額につきましては、右から3列目111億3,166万2,000円となっております。

補正の内容につきましては、5ページを御覧ください。

(事項) 私学振興費の1の(1)「奨学のための給付金」であります。具体的な内容につきましては、6ページの資料で御説明いたします。

6ページを御覧ください。

補正額は3,361万2,000円で、財源は国費が3分の1、県の一般財源が3分の2であります。この事業は、事業の目的にありますとおり、私立高校生等の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、生活困窮世帯——住民税所得割非課税世帯及び生活保護受給世帯に対し、世帯区分等に応じて一定額の給付を行うものであります。

給付単価の例を、事業概要の右側枠内にお示ししておりますが、住民税所得割非課税世帯については、全日制が年間14万2,600円、通信制が年間5万2,100円、また生活保護世帯については年間5万2,600円等となっております。

今回、(1) 事業内容にありますとおり、令和6年度税制改正に伴う定額減税により住民税所得割が課税されない世帯が増え、給付対象が当初の見込みより増加することに対応するため補正をお願いするものであり、対象者数及び給付額については表のとおりであります。

最後に、(2) 事業の仕組みについては、県から各世帯へ給付するものであります。

○中村総合政策課長 補正予算案のうち、議案第23号の給与改定に伴う人件費の補正について、総合政策部全体を一括して御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

総合政策部の人件費に係る11月補正額は、一般会計の表、補正額の議案第23号の欄にありますとおり8,010万3,000円の増額補正をお願いしております。

表の上から2段目、広域連携課の補正額がゼロとなっておりますが、これは組織改正前の総合政策課において、広域連携課分も含めて人件費予算を計上していることによるものであります。

給与改定の詳細については、後ほど総務部から説明がありますが、今回の改定は人事委員会勧告等に基づくものでございまして、月例給を平均で2.81%引き上げ、また勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げること等に伴う増額であります。

○森山生活・協働・男女参画課長 常任委員会資料27ページを御覧ください。

特別議案「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

改正の理由ですが、宮崎県男女共同参画センターの所在地変更に伴い、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、位置の変更となりますが、変更前が「宮崎市宮田町3番46号」、変更後が「宮崎市旭1丁目2番2号」であり、これは県庁の9号館、庁舎から企業局庁舎の2階への移転による変更となります。

施行期日についてでございますが、令和7年2月25日から施行することとしております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はございませんか。

○黒岩委員 資料6ページの支給単価のところなんですけれども、右下の住民税非課税世帯が全日制で14万2,600円、生活保護世帯が5万2,600

円ということで、住民税非課税世帯のほう金額が上回っているような気がしますけれども、これはどういった仕組みになっているのでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 生活保護世帯につきましては、生業扶助という形で、様々な面における別の支給を受けているということで、額としては低くなっているものと思います。

○黒岩委員 続きましてもう一点。資料3ページの議案第23号関連なんですけれども、これが今議会で可決された場合に、職員への年内の支給は間に合うのでしょうか。

○中村総合政策課長 年内の支給を予定されていると考えております。

○岩切委員 資料6ページなんですけど、2,220名の方が給付を受けるということなんですけれども、私立高校生は全体で何人ぐらいいらっしゃるのか、参考までにお教えいただけますでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 県内の私立高校に通う生徒数ですが、9,300人ほどいるところでございます。通常ですと約2割の生徒がこの奨学給付金の対象となっておりますが、今回はそれより少し上回る形で、対象者が増えているというところでございます。

○山口副委員長 「奨学のための給付金」についてなんですけど、これは定額減税の影響だと思うんですけども、基本的には今年度限定の措置ですよ。今年たまたま対象者になった方が、来年度以降は対象ではなくなる可能性が出てくると思うんですけども、定額減税の影響により対象になったことを周知する必要性というか、そのあたりの考えがあれば教えてください。

○堀みやざき文化振興課長 委員のおっしゃいましたとおり、定額減税は今年度限りの措置で

ありますので、今年度追加で対象となった生徒が来年度も対象になるということにはならないのかなと思いますけれども、この申請の仕組みを少し詳しく申し上げたいと思います。

まず、この奨学給付金は学校を通じて生徒に案内、そして生徒は学校を通じて申請する仕組みになっております。学校のほうは、奨学給付金のほかに就学支援金の案内と申請受付の協力もいただいております。この就学支援金のほうは、税情報により就学支援金の額を判定することになっておりまして、学校側が生徒それぞれの税情報というものを把握していることになっております。

そのため、今回の奨学給付金の対象者の把握に当たりまして、学校側が就学支援金の審査の中で得た税情報をもとに対象者を割り出しており、定額減税の影響により追加になった生徒も、漏れなく計上するということができているというところでございます。

来年、定額減税がなくなって対象から外れた方につきましては、税情報により、学校側が改めて把握し直すということになりますので、生徒それぞれの申出ということではなく、学校側が税情報を把握し、それをもとに再度判定をし直す形でございます。

○山口副委員長 期待をされてしまうと少しまた変わってくるかなと思いますので、そのあたりは学校側とも密に連絡を取ってもらえればと思います。

続いて、男女共同参画センターについてなんですけれども、所在地変更の理由と、相談に来られる方もいると思うので、切れ目なくスムーズな移転を行う必要があるかと思いますが、そのあたりの実動的な動きを教えてください。

○森山生活・協働・男女参画課長 現在、男女共同参画センターにつきましては、県庁9号館に位置しております。こちらのほうが、県庁9号館としての老朽化等の理由によりまして、令和7年度中に用途廃止が予定されております。その関係で、今回移転ということになっておりまして、企業局の2階フロアに移転するものでございます。

具体的な移転のスケジュールを申し上げますと、今回2月25日付で公の施設の移転日を施行させていただきますが、前日の2月24日に引っ越しをいたします。この日は振替休日となっておりまして、男女共同参画センターは通常休館日になっております。翌25日は通常ですと開館日になります。引っ越し後、環境整備はまだ整っておりませんが、電話来所の相談業務のみは通常どおり受け付けられるような形に、24日のうちに環境整備をしたいと考えております。

直接利用する図書とか資料の貸し出し、研修室の貸し出し等につきましては、受入れ環境が整い次第、順次再開していくということで、今回は臨時休館は行わないことを予定しております。

○山口副委員長 間違って来られた方とかがスムーズに行けるように、周知だけはしっかりとされるようお願いいたします。スムーズな移転をよろしく申し上げます。

○坂本委員 資料6ページの「奨学のための給付金」で、補正後見込み人数が増える根拠について、分かりやすく教えていただきたいんですが、先ほどの山口副委員長の質問に対する答弁によると、学校が税情報を握っているということですか。

○堀みやざき文化振興課長 学校側が税情報を把握している仕組みにつきましては、奨学給付

金とは別の生徒への支援制度で、就学支援金という授業料に対する支援制度がございます。この就学支援金の申請を受けた場合、学校側の審査の時点で、保護者側からの税情報を収集する形になっておりまして、その税情報をもとに奨学給付金の対象となるかどうかを判定することができるという形になっております。

○坂本委員 ということは、この見込み数はほぼ実態の数と理解していいんですか。

○堀みやざき文化振興課長 実態に近い形で見込みを計上したつもりではございますが、実はこの中に少しでありますけれども、県外の学校に通う生徒が含まれております。この奨学給付金は、県内に保護者が在住している生徒を支援するというような趣旨でございます。保護者は県内に住んでいる、生徒は県外の学校に行っているというケースが少し存在しますので、県外の生徒の分がこちらに全て載せられているかどうかということが、少し不明なところはございます。

しかしながら、そのあたりを見込んで少し多めに補正をさせていただいたところでございます。

○坂本委員 ということは、ある程度対象者が分かっているということで理解していいと思うんですけども、学校を通じてという御説明がありました。広くみんなに申請書を配ってということではなくて、ある程度対象者に直接申請のやり方とか、関係書類を渡すというようなやり方で申請が行われると考えていいんですか。

○堀みやざき文化振興課長 奨学給付金につきましては、先ほど申しました授業料の支援制度であります就学支援金制度で、学校側が生徒それぞれの税情報も含めた情報を把握しております。その中で奨学給付金の対象となる生徒を特

定しまして、その生徒に個別に話をして案内をし、申請していただくという形での協力体制が取られているところでございます。

○坂本委員 前もここで話したかもしれないんですが、この事業の目的が生活困窮世帯を支援するということで、そういった対象の方はどんどん支援していくべきだと思うし、支援を受けていただきたいと思うんですけども、学校を通じてというのが申請しにくいような——義務教育では教室で学校の先生を通じてということで、児童生徒本人がやりにくい、持ってきたがらないという事例があったものですから、できるだけそういうところを丁寧に、支援されるべき人たちがきちんと支援を受けられるような配慮をいただければと思っています。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○重黒木総合政策部長 常任委員会資料28ページを御覧ください。

「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和5年度の実績等について」であります。

1の概要ですけれども、県では広い意味での地産地消を推進することにより、地域経済の活性化を促進するため、平成26年2月に県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針を定め、県内企業への優先発注等を推進するとともに、民間事業者等にも協力を要請しているところでございます。

今般、全部局を対象に公共工事、情報システム調達など5分野について、県内発注率の実績

をまとめましたので、御報告いたします。

2の県内発注の状況について、まず、(1)公共工事関係の①主な取組でございますが、総合評価落札方式の評価項目として、地産地消への取組を設定するとともに、設計業務の特記仕様書に地産地消に資する工法検討の義務づけなどを記載しているところであります。

29ページを御覧ください。

②で、公共工事における県内発注率を整理しておりますけれども、このうち建設工事につきましては、件数ベースで95%程度、金額ベースで9割弱となっております。これは、令和4年度に引き続き、県体育館や県陸上競技場関連の大規模工事が県外企業への発注となったことなどによるものであります。

30ページを御覧ください。

次に、(2)その他の①主な取組でございますが、情報システム調達においては、一定の入札可能業者が確保される案件については、入札参加者を「宮崎県内に本店または支店（営業所を含む）を有する者」に限定しているほか、物品等調達においては、県内企業で対応可能な物品等については県内企業から優先的に調達するなど、取組を進めているところであります。

31ページを御覧ください。これらの②県内発注率でございますが、情報システム調達や物品等調達の割合が10%台と特に低くなっておりませんが、県の情報システムは規模が大きく、また高い専門性が求められることから、大手ベンダーなど県外企業の受注割合が高くなっている状況であります。

また、物品等調達については、金額の約8割以上を占める病院局において、県内企業では取扱いのない医療機器、薬品等が多いといった事情により、県外企業への発注率が高くなってい

るところであります。

地域経済循環の強化を図りながら、地域経済の活性化を促進する取組は大変重要でありますことから、県としましては、実施方針に基づき公共工事をはじめとした各分野における県内企業への優先発注や、県産品の優先使用等に引き続き取り組んでまいります。

○伊福統計調査課長 「令和3年度県民経済計算から見た宮崎県経済の特徴について」、御説明いたします。

初めに、本県の令和3年度推計結果につきましては、昨年度の2月定例会総務政策常任委員会で御報告したところでありますが、その際に、他県との比較等による分析を行うなど、今回報告のあったデータを基に分析を進め、当委員会に報告するよう御要望をいただきましたので、全都道府県の結果が出そろうのを待って、本日御報告するものであります。

なお、お手元に別冊の資料1をお配りしておりますが、主な内容について、常任委員会資料で御説明させていただきます。

委員会資料32ページを御覧ください。

まず、1、令和3年度推計結果の概要であります。

(1)にありますとおり、県民経済計算は、県内の1年間の経済活動によって生み出された付加価値を、生産・分配・支出の3つの側面から把握して、県全体の経済の実態を包括的に捉える指標であります。

(2) 令和3年度県民経済計算の推計結果につきまして、今回、全都道府県の結果が出そろいましたので、新たに全国での順位を記載したところであります。

その結果、県内総生産の名目が全国39位、実質が40位、県民所得が全国40位、1人当たり県

民所得が全国46位となっております。

33ページを御覧ください。

2、生産側から見た本県経済の特徴であります。

(1) 令和3年度都道府県別県内総生産(名目)順位のグラフでは、左から県内総生産の大きい順に示しており、本県は39位となっております。その下の円グラフでは、各都道府県が全国でどの程度の割合を占めているかを示しております。東京都が約113兆7,000億円で全体の約20%を占めており、本県は約0.6%となっております。

34ページを御覧ください。

(2) では、本県の経済活動別の県内総生産の推移をグラフで示しております。本県の県内総生産は平成25～30年度は増加傾向が続いていましたが、新型コロナ等の影響により令和元年度に減少に転じております。令和3年度は3年ぶりのプラス成長となりましたが、平成30年度の水準には届いておりません。また、本県の県内総生産はオレンジ色の製造業の割合が最も高くなっております。

35ページを御覧ください。

(3) 経済成長率(名目)に対する経済活動別の増加寄与度では、本県の経済成長率に対する産業別の影響度合いを棒グラフで示しております。本県の経済成長率は、特にオレンジ色の製造業の増減による影響が大きく、また、ほかの都道府県と比較すると、赤色の農林水産業の寄与度が高いことが特徴であります。グラフ右端の令和3年度の経済成長率では、緑色の卸売小売業や黄緑色の建設業、水色の運輸・郵便業等がプラス成長に寄与していることが分かります。

36ページを御覧ください。

(4) 令和3年度産業構造(特化係数による他県との比較)では、産業構造について全国との比較を黄色の線で、九州との比較を緑色の線で表しております。

グラフ下の米印の1つ目で記載しておりますが、特化係数とは地域産業の基盤を捉える方法の一つであり、全県または九州を1として本県の係数が1を超えている場合は、当該産業に特化し強みであると考えられ、1を下回っている場合はその逆を示します。

本県は農林水産業や建設業、保健衛生・社会事業等は1を超えており、強みであると考えられますが、情報通信業や金融・保険業などは1を下回る結果となっております。

37ページを御覧ください。

(5) 令和3年度の労働生産性(特価係数による他県との比較)について、同様に特化係数を用いて比較しております。グラフ下の米印の1つ目で記載しておりますが、労働生産性とは名目県内総生産を県内就業者数で割ったものがあります。

本県は農林水産業や運輸・郵便業、情報通信業などは1を超えており、強みであると考えられますが、宿泊・飲食サービス業や金融・保険業等は1を下回る結果となっております。

38ページを御覧ください。

(6) では、本県の基盤産業の1つである農林水産業について、上の表で令和3年度の県内総生産の上位10件を示し、左下の表では令和3年度の労働生産性の上位10件を示しております。

上の表にありますとおり、本県の農林水産業の県内総生産の順位は全国5位となっておりますが、下の表の労働生産性では全国3位となっております。また、右側のグラフのとおり、赤色の本県の労働生産性は増加傾向にあります。

資料には記載しておりませんが、本県の農林水産業の労働生産性が増加している要因としては、農林水産業の就業者数は減少傾向にあるにもかかわらず、農業経営体の規模拡大等の取組により、県内総生産が増加傾向を維持していることが挙げられます。

39ページを御覧ください。

(7) では、本県の経済成長率に大きな影響を与えている製造業について、業種別構成比を特化係数で比較した結果と、業種別の労働生産性を表にまとめております。

表では、製造業全体に占める業種ごとの構成比、構成比で比較した特化係数、そして本県の業種別労働生産性を記載しております。

特化係数の項目では、ピンク色の部分が1を超えているもの、青色の部分が1を下回っているものを示しております。また、労働生産性の項目で黄色で示した部分は、製造業の中でも特に労働生産性が高い業種を示しております。

分析の結果、表の業種別項目の上から3～4行目にあるパルプ・紙・紙加工品、化学等は特化係数が高く、労働生産性も高い一方で、業種別項目の上から1、2行目にあります食料品や繊維製品などは特化係数が高いものの、労働生産性は製造業の中では低くなっております。

また、5行目の石油・石炭製品、7行目の一次金属、下から3行目の輸送用機械などは労働生産性は高いものの、特化係数は低いことを示しております。

製造業については、本県の経済成長率の増減に大きな影響力があるため、今後経済成長率を上げていくためには、特化係数の高い業種を中心に、各業種の労働生産性をさらに高めていくことが効果的であると考えております。

○河村総合交通課長 東九州新幹線等調査事業

につきまして、調査結果がまとまりましたので報告させていただきます。

資料40ページを御覧ください。

調査結果の説明に先立ちまして、全国の新幹線整備の状況や整備スキームにつきまして、まず説明させていただきます。

全国の整備状況を記載しておりますが、新幹線整備につきましては、全国新幹線鉄道整備法に基づきまして整備が進められております国家プロジェクトでございまして、地図上の路線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき整備計画や基本計画に位置づけられた路線を示しております。

近年、国において整備が進められている路線ですが、ページの左上に記載がございますけれども、全国新幹線鉄道整備法に基づきまして昭和48年に整備計画に決定された路線——整備新幹線でございます、北海道新幹線、東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線の鹿児島ルート及び西九州ルートの5路線という形になっております。このうち、東北新幹線の盛岡—青森間、九州新幹線の鹿児島ルートの2ルートは全線開業しているところでございますが、それ以外の3路線につきましては、地図上の赤線で示されておりますとおり、建設中または未着工という形になっております。

そのほか地図上の白線については、基本計画として位置づけられている路線でございます、本県を経由する東九州新幹線のほか四国、山陰など全国に11路線が決定されている状況でございます。

41ページを御覧ください。

全国新幹線鉄道整備法に基づく新幹線の整備手続について記載をしております。

新幹線整備に向けたプロセスにおいては、国土交通大臣による基本計画の決定、整備計画の

決定、工事実施計画の認可という3つの大まかなプロセスを踏むことが必要とされております。

先ほどの説明のとおりですが、東九州新幹線につきましては、ほかの路線と同様に昭和48年の基本計画として決定をされておりますけれども、50年経過した現在も基本計画のままという形になっております。

また、御覧のとおり、基本計画につきましては、現在決定している内容としては、起点・終点・主要な経過地の3つのみでございまして、詳細な経路、駅の設置などについては、整備計画の決定後に検討されることになっております。

続いて、42ページを御覧ください。

整備新幹線の現状についてでございます。先ほどの整備新幹線5路線についての経過をお示しておりますが、整備新幹線5路線を見ますと、整備計画の決定から最初の部分開業までに、最短でも29年間、最長では49年間を要しているというような状況になっておりまして、全線開業までの期間を見ますと、最短でも37年間を要しております。

左から2番目の九州新幹線鹿児島ルートの欄を御覧いただければと思うんですが、整備計画の決定は昭和48年でございましたが、全線開業が平成23年となっております、整備計画の決定から開業まで約38年でございます。

説明が重複しますが、北陸新幹線と九州新幹線西九州ルートにつきましては、未着工の区間を有しまして、全線開業の時期も未定という形になっております。

こうしたことを踏まえますと、やはり新幹線整備は、仮に整備計画が決定されたとしても非常に長い年月を要するといった性質を持っていることが改めて分かるかと思えます。

43ページを御覧ください。

こちら整備方式について説明をさせていただきます。

整備新幹線の整備方式についてですが、上下分離方式というものを取っておりまして、国土交通省所管の独立行政法人であります鉄道・運輸機構が線路を建設・保有するような形になっており、営業主体であるJRに対して施設を貸し付け、運行される仕組みになっております。

建設費の負担割合につきましては、右の図に示しておりますが、JRが鉄道・運輸機構に支払う貸付料を除いた部分について、国が3分の2、地方が3分の1を負担する形になっております。

地方負担部分につきましては、地方債を財源とすることが認められており、この一部についてはさらに交付税による地方財政措置が講じられているところでございます。

44ページを御覧ください。

今回の調査結果の概要について説明させていただきます。

今回の調査につきましては、県内における新幹線整備に向けた議論の活性化や機運醸成を図るために、ルート概要に記載がありますとおり、東九州新幹線の「日豊本線ルート」、日豊本線ルートの一部を鹿児島側から先行的に整備いたします「鹿児島中央先行ルート」、新八代と宮崎を結ぶ「新八代ルート」の3ルートについて調査を行ったものでございます。

こちらの目的等にも記載ありますが、今回の調査の目的は議論の活性化や機運醸成につなげていくことですので、各ルートの優越や実現性の判断を行うなど特定のルートを選定するというような目的ではございません。

45ページを御覧ください。

ルート別の所要時間の推計をさせていただ

ております。

県内の宮崎市、都城市、延岡市を起点といたしまして、福岡市、北九州市までの所要時間を推計をいたしました。福岡は九州経済の拠点であり、アジア等とのゲートウェイとなっているところから、北九州は関西や本州方面からのアクセスを前提した場合に非常に重要な要所となることから、この2つの都市からの所要時間を推計をしたものでございます。

資料については、現状における鉄道利用の際の距離時間と、それぞれの新幹線ルートが整備された場合の距離・時間と時間短縮の効果について、それぞれまとめております。

まず、45ページの上段です。

宮崎—福岡間につきましては、現状でございますが、鉄道利用の場合が在来線特急で鹿児島市まで行った上で、新幹線を利用するルートが一番合理的だということで、時間としては231分の所要時間を要しております。各ルートが整備された場合の所要時間につきましては、日豊本線ルートが98分、鹿児島中央先行ルートが132分、新八代ルートが84分という形になっております。

同様に下段の宮崎—北九州間におきましては、こちらでも在来線特急を利用して299分の所要時間を要しておりますが、ルート整備後は、日豊本線ルートが79分、鹿児島中央先行ルートが148分、新八代ルートが103分という形になっております。

46ページを御覧ください。

都城市を起点とした場合の所要時間を同様の形で推計をしております。

都城—福岡間につきましては、こちらも鹿児島経由で新幹線を利用するルートですが、現状は196分の所要時間を要しております。各ルート整備後は日豊本線ルートが109分、鹿児島中

中央先行ルートが121分、新八代ルートが66分という形になっております。

同様に都城―北九州間につきましては、現状215分を要しているところですが、各ルート整備後に日豊本線ルートが90分、鹿児島中央先行ルートが137分、新八代ルートが85分という形になっております。

47ページを御覧ください。

こちらは延岡起点のケースでございます。

上段の延岡―福岡間につきましては、こちらも在来線特急で254分の所要時間を要しております。新幹線を整備した場合、日豊本線ルートが75分、鹿児島中央先行ルートが195分、新八代ルートが147分という形になっております。さらに注記を書かせていただいております新八代ルートの部分ですけれども、仮に、宮崎―延岡間についても新幹線が整備された場合の所要時分を記しております。さらに40分短縮されて、107分となっております。

さらに下段、延岡―北九州間につきましては、現在、228分を要しておりますけれども、各ルート整備後、日豊本線ルートにつきましては56分、鹿児島中央先行ルートについては新幹線のほうが時間がかかり、在来線特急を引き続き利用する形になりますので、所要時間に変更はなく、228分となっております。新八代ルートについては166分となっております。

以上のように、新幹線整備に伴いまして、各地域間の時間距離の短縮が見込まれるところでございます。

48ページを御覧ください。

(4) 上段部分では、新幹線整備に伴う概算事業費の推計結果を示しております。事業費の推計に当たっては、公表されております過去の新幹線整備の事業費を基に橋梁、高架橋、トン

ネルといった構造種別の単価を算出した上で、現在の物価水準に換算した場合の金額をお示しさせていただいております。こちらそれぞれですが、小倉から鹿児島に至る日豊本線ルートが約3.8兆円、日豊本線ルートの一部である鹿児島中央先行ルートが約1.1兆円、新八代ルートが約1.5兆円となっております。整備費用の差はおおむね各ルートの路線延長に比例したものとなっております。

(5) の需要の推計でございますが、図でお示ししておりますのが各ルートの断面交通量の区間平均でございます。いわゆる輸送密度――1日1キロメートル当たりの輸送人員、乗車人員となります。新幹線開業に伴って、在来線の特急から新幹線の利用に転移する人数ですとか、航空機、高速バスなど他の交通モードから新幹線に転換する人数を推計して算出したものでございまして、日豊本線ルートが約1万2,000人／日、鹿児島中央先行ルートでは約6,000人／日、新八代ルートでは約9,000人／日となっております。

こちらをベースに費用対効果を計算するわけですが、49ページを御覧ください。

費用対効果の試算をさせていただいた結果でございます。

具体的な調査結果に入る前に、用語の説明をさせていただきます。この費用対効果――B／Cですけれども、事業の投資効率性を現す指標の1つでございまして、一般的にはこれが1を超えますと事業の効果が費用を上回るという形になります。

また、ケース1、2、3と書いてありますが、今回の試算では、費用対効果が国の成長率の条件設定で変動するような形になっていることから、低成長・平均成長・高成長の3つのケース

をそれぞれ想定して算定したものになっております。

また、それぞれの図に社会的割引率という欄がございます。B/Cの試算に当たっては、将来と現在では費用や便益の価値が異なるため、将来の費用や便益を現在価値に換算するための交換比率として、社会的割引率を設定する形になっております。いわゆる金利のある世界において、現在の100万円が数年後、数十年後の時点では金利がついて100万円以上の価値になることから、それと逆の計算をして、ある一定の時点で全ての価値を平等に評価するというような計算を行います。

その際の利率として、社会的割引率を利用するんですけれども、国では原則として4%を適用することとされていますが、国のマニュアル上は社会情勢等を踏まえ、1%または2%を標準とすることも定められておりまして、社会的割引率が1%または2%であっても、1を超える数値があれば、事業に一定の妥当性があると考えております。

こちらマニュアル上の記載ではありますけれども、費用対効果の算出に当たって算定される便益というのが、学術的に計算手法が確立し、一定の精度で計測できる効果に限定するというような形になっておりまして、1を下回ったことをもって社会的に必要な事業であるとの評価に至るものではないとも書かれております。

そのような前提の下、具体的な試算結果の説明をさせていただきます。まず、ケース1については、将来成長率をマイナス0.1%と仮定したものでございまして、この場合、社会的割引率が0%のときに、各ルートにおいて、B/Cが1を上回る結果となっております。

次に、ケース2の平均成長ケースにつきまし

ては、将来成長率を過去20年平均の0.8%と仮定したものでございまして、この場合、社会的割引率が1%のときに、各ルートが1を上回る結果になっております。

最後に、ケース3、将来の成長率を1.4%と仮定した、高成長ケースの場合、社会的割引率が2%のときでも、日豊本線ルート及び新八代ルートの2ルートが1を上回る結果になっております。このように、各ルートともに一定の事業効果については認められると考えております。

50ページを御覧ください。

並行在来線の調査についても実施しておりますが、その概況でございます。並行在来線とは、整備新幹線区間を並行する形で運行する、既存の在来線鉄道のことでございます。基本的に新幹線というものはJRが運行を行うこととなりますけれども、新幹線に加えて並行在来線を経営することは、営業主であるJRにとって過重な負担となる場合がございますため、並行在来線は沿線全ての道府県及び市町村から同意を得た上で、新幹線開業時にJRから経営分離されることとなっております。

経営分離された並行在来線の多くについては、沿線自治体等が出資する第三セクターが運行を担うことが一般的でございますが、経営分離に伴って利用者視点に立ちますと、JR等との乗継運賃の発生ですとか、特急の廃止による中距離移動の利便性の低下、ダイヤの間引きなど、サービス水準の低下が懸念されるところでございます。また、経営視点に立ちますと、利用者の減少、あるいはその沿線自治体による並行在来線維持のための財政負担が課題になっているという現状もございます。

このように、新幹線整備につきましてはプラスの側面もあれば、住民生活に影響を与える側

面もあるところでございまして、今回の調査結果については新幹線整備に伴う時間短縮効果、整備費用、費用対効果といったものだけでなく、こういった課題があることについても共有いたしまして、議論の活性化、機運醸成を進めていきたいと考えているところでございます。

この機運醸成というところで、シンポジウムの資料を配付させていただいております。これまで開催予定としておりました県民向けのシンポジウムを、令和7年1月15日に宮崎市で開催することを決定しましたので、こういった場を通じて県民の皆様にも説明をしてまいりたいと思っております。シンポジウムの内容につきましては、本日説明させていただいたような調査結果についての御報告ですとか、基調講演、知事も参加をするパネルディスカッションをさせていただく予定であり、こういった形で県民の関心や理解を深めていきたいと考えております。

○福崎デジタル推進課長 宮崎県デジタル化推進計画の素案について、御説明いたします。

常任委員会資料51ページを御覧ください。

なお、別冊資料3としまして「宮崎県デジタル化推進計画」素案も添付しておりますので、後ほど詳細を御確認いただければと存じます。

1の計画につきましては、令和3年度に「宮崎県情報化推進計画」として策定しましたが、今年度末に終期を迎えることから、名称を「宮崎県デジタル化推進計画」に改め、今回、所要の改定を行うものであります。

2の計画（素案）の概要についてですが、次期計画では、全体イメージに示しましたとおり、「行政」、「産業」、「地域と暮らし」に加え、共通の課題であります「人材育成・確保」を新たに柱建てし、4つの柱で施策を推進することとしております。

52ページを御覧ください。

第1章から御説明申し上げます。第1章では、策定の趣旨など、全般的なことを記載しております。策定の趣旨、計画の位置づけ、推進体制につきましては、現計画から大きな変更はありませんが、期間につきましては令和7～10年度の4年間であります。

53ページを御覧ください。

第2章の現状と課題、第3章の基本目標と施策の方向性になります。

まず、第2章の現状と課題についてであります。デジタルの活用必要性としましては、生産年齢人口の減少に伴います行政事務の効率化の推進と住民サービスの質の向上、産業界における労働生産性の向上の取組の必要性、デジタル社会の進展に伴うデジタルデバイド対策やセキュリティ対策など、6点ほど提示しております。また、これまでの取組や市町村・民間団体等に対するヒアリング結果等から、自治体や事業者の規模等に応じたデジタル化についての支援が必要であることや、デジタル人材が不足しているといった課題についても提示させていただいております。

以上を踏まえまして、第3章では、「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できるデジタル社会の実現」を基本目標といたしまして、4つの柱ごとに施策の方向性を整理しております。

54ページを御覧ください。

施策の方向性についてであります。まず1目の柱、「行政」につきましては、（1）行政事務の効率化の推進、（2）行政サービスの質の向上、（3）市町村のデジタル化の推進の三つの項目に分けまして、県として取り組む施策を整理しております。（1）と（2）につきましては、

県庁内で進めるデジタル化について記載しております。また、(1) 行政事務の効率化の推進では、生成AIなど新しいデジタルツールを活用した業務の効率化の推進、(2) 行政サービスの質の向上では、行政手続のオンライン化と利活用促進などに取り組むこととしております。

また、(3) 市町村のデジタル化の推進につきましては、現在、各市町村で進められております窓口DXの取組や、自治体業務システムの標準化、共通化などのデジタル化の取組について、引き続き自治体の状況に応じて、きめ細かく支援を行っていくこととしております。

55ページを御覧ください。

2つ目の柱、「産業」であります。産業につきましては、(1) 産業界全体の振興として、デジタル化に向けた啓発や、デジタル技術の導入計画から導入後の活用までをトータルにサポートするデジタル実装の支援、また、DX推進モデル企業をはじめとする好事例の創出や横展開に取り組むこととしております。

また、(2) 産業分野ごとの取組としましては、農林水産分野では省力化・省人化等に向けたスマート技術の導入支援、商工・観光分野ではデジタルマーケティングやメタバースなど、デジタル技術を活用した誘客等の取組の推進、交通・物流分野ではAIを活用した路線バスのデマンド型交通への転換など、デジタル技術を活用した経済性と地域交通の両立を目指す取組の推進、建設分野ではデジタル技術等を活用しました持続的なインフラ整備の維持に取り組むこととしております。

56ページを御覧ください。

3つ目の柱、「地域と暮らし」であります。地域と暮らしにつきましては、(1) 暮らしの向上と教育・文化の振興としまして、医療分野では、

オンライン診療や遠隔診療支援システムの環境整備促進等による持続可能な医療提供体制の確保、介護分野では、介護ロボットなど介護テクノロジーの活用による職員負担の軽減とサービスの質の向上、福祉分野では、健康づくりを支える環境の構築や福祉施設のデジタル化の支援、デジタル技術を活用した障がい者の社会参画支援などに取り組むこととしております。

また、防災分野につきましては、南海トラフ地震をはじめ大規模災害の発生が想定される中、国等との連携の強化やAI等を活用した情報処理能力の向上、発災時におけるSNSを活用した県民への情報伝達の強化に取り組んでいきます。加えまして、教育・文化分野につきましては、ICTを活用した教育環境の整備、デジタルミュージアムや電子書籍など、文化的デジタルコンテンツの充実に取り組むこととしております。

次に(2) 情報通信基盤の整備促進と安全・安心の確保につきましては、5Gをはじめとする情報通信基盤の整備や、昨今増加しているサイバー犯罪に対応するため、サイバーセキュリティ対策にも取り組みます。

57ページを御覧ください。

4つ目の柱、「人材育成・確保」及び達成指標であります。まず、人材育成・確保につきましては、(1) デジタル化を担う人材の育成・確保としまして、行政、地域産業分野では、階層に応じたデジタル人材の育成や、高等教育機関等と連携しましたデジタル人材の確保に取り組むとともに、学校等における情報教育の充実に取り組むこととしております。また、(2) デジタルリテラシーの向上としましては、急速に進むデジタル社会において、県民一人一人がデジタル技術のメリットを享受するため、高齢者等の

デジタルデバйд対策やインターネット上での誹謗中傷対策として、県民の人権意識の高揚にも取り組みます。

次に、全体の重要目標達成指標——K G I につきましては、令和10年度の目標値としまして、1人当たりの労働生産性を令和3年度の684万円から744万円。また、県民の満足度として、これからも住み続けたいという人の割合を、令和5年度の82.8%から85%以上としております。なお、県民満足度につきましては、デジタル化に特化した指標でありませんでしたので、「デジタル化によって暮らしや生活の利便性が向上したか」という項目を新たに調査しまして、その結果を基に目標値を設定することを検討しているところであります。

最後に、58ページを御覧ください。

3の今後のスケジュールですが、本常任委員会での報告後、市町村、産業界等との意見聴取、さらにはパブリックコメントを行い、年明け2月の計画の決定、常任委員会での報告後、3月公表を予定しております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑ですが、項目を絞っていきましょか。

まず、「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和5年度の実績等について」であります。

これについて質疑があれば、お願いいたします。

○黒岩委員 県内優先発注は非常にいいことだとは思っておりますが、県内発注を優先するために割高になることがあるのか、仮にそうなった場合に、積算の中にその分が入っているのかどうかといったところを、お聞かせいただきました

と思います。

○中村総合政策課長 御指摘いただいた点は非常に重要な点だと思います。基本的に、県の公共事業とかでの発注に関しては、県内発注といった取組をできるだけ進めるということでやってはいるんですけれども、やはり民間企業でも、経済性の観点ということは大変重要でありますし、全く同じ品質であれば、当然、県内の物品を積極的に使っていただくということが重要であると思っております。

先ほど申し上げたような形で、県内で作られている製品であるとか、そういったものが県外での製品に品質がなかなか追いつかない場合もございますが、極力県内産のものを優先的に使っていただくというような方針ではございます。その差額を埋めるであるとか、そういったことは、そこまではなかなかできていないところかなと考えております。

○重黒木総合政策部長 いずれにつきましても、基本的には入札でやっております。大前提としては、入札に値する十分な競争が確保できる、入札参加資格のある業者であるかどうかが大前提になりますので、県内発注を優先することによって著しく単価が高くなるということは、基本的にはないと認識しております。

○黒岩委員 私は少し逆のところがありまして、県内のものを使うのであれば、ある程度高くてもいいですよと、そこは経費で見ますよというぐらいあってもいいのかなという気がしております。

例えば、日南市には王子製紙があります。「役所で使うコピー用紙は王子製紙のものを使しましょうよ」と話をすると、どうしても単価が合わないとか、そういった事情があるんですけれども、やはり県民意識の醸成とかいろいろ考え

たときには、そういったところをある程度、配慮してもいいのかなという気がしておりますので、今後また検討していただきたいと思います。

○坂本委員 資料31ページの情報システムの調達関係についてお伺いします。増減の要因等にも記載がありますがけれども、県の情報システムは規模が大きく、専門性の高いシステムが多いということで、県外企業が受注する割合が高くなっている。御説明の中では、大手のベンダーに決定するということが多いということですがけれども、先ほど部長がおっしゃったような価格競争の機能が働いているのかというところは疑問というか、少し心配しております。この大手ベンダーは何社ぐらいで競争されているのか分かりますか。

○中村総合政策課長 個別のシステムの入札状況について、手元に資料がありませんので、お時間いただければと思います。

○重黒木総合政策部長 情報システムにつきましては、基本的に県内企業に発注できるようなレベルであれば、県内企業で受注できる一定の数があることを前提に、県内企業に発注というか、入札をかけているんですけれども、大きなシステムにつきましては、大手の企業しか対応できないというのがあったり、もともとシステムを設計した業者しか対応できないというような事例がございます。基本的にそこは県外に発注せざるを得ないという状況になっていて、金額ベースで見るとこういう状況になっているということでございます。

具体的な数につきましては、いわゆる大手と言われているところもございますし、独自にそのシステムに特化したところしかできないというところもございますので、一概に数は把握できていないんですけれども、そういう状況にあ

るというところでございます。

○坂本委員 情報システム調達の中にどこまで入るのかというのが分からないんですけれども、例えば、直近の機器調達で言うと、教育委員会で、GIGAスクールで、1人1台端末の導入をやったと思うんですが、それも情報システム調達の中に含まれると理解していいんでしょうか。

○中村総合政策課長 そういった情報システムについても、この実績の中に含まれております。

○坂本委員 今後、GIGAスクールも3年とか5年が過ぎるとリプレースがあって、また大きな調達の機会が発生してくると思うんです。先ほどおっしゃったように、大手ベンダーがこの分野にもかなり入り込んできているという話で、地元のベンダーがなかなか入れないという声も聞きます。

競争機能がしっかり働くような入札が行われていけばいいんですけれども、仕様であったり機種の種類によって独占されるという状態にならないように、そのように見られない入札の実行をお願いしたいと思って、申し上げました。

○中村総合政策課長 そういった御指摘というのは、本当に私どもも大変重要視しないといけない部分かなと思っています。

そもそもの広い意味での地産地消というのが地域経済循環ということで、地域の資源とか技術とか、そういったものをできるだけ活用しながら、地域経済の活性化や県の発展に資することを目的としてやっております。そういった高度な知見とか技術とかをできるだけ県内の企業、産業にも還流できるような形で、我々も工夫をしてまいりたいと考えております。

○坂本委員 今申し上げたような内容は、一番地元の業者や販売代理店等が実情をよく分かっ

ていて、恐らく入札の前に質疑等で挙げられてこられると思うんです。先ほど黒岩委員が言われたように、できるだけ地元の企業が入札に参加できるように、そういった質疑の酌み上げ方というか、そういったところも前向きに取り組んでいただければと思います。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、「令和3年度県民経済計算から見た宮崎県経済の特徴について」に関して質疑はございますか。

○後藤委員 非常にこの資料はありがたいというのを感じて言わせていただきます。特に本県では、製造業の県内総生産の増減が非常に大きく経済成長に関係しているということでした。

そこで少し気になったのは、資料39ページですが、特化係数が1を超えている業種ということで、化学やパルプ等が出ていて、この労働生産性を上げることが大きなポイントだと。今日御説明があったデジタル化に関わる非常に重要な部分ということで、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、沖縄県が非公表としている業種項目にはどのようなものがあるのでしょうか。

○伊福統計調査課長 詳細については承知していませんが、例えば、ある業種で1社しか統計がない場合には、その業種が特定されてしまうと、そういうところは秘匿されますので、そういうところが非公表となっている。決して意図的に非公表にしているというわけではなくて、1社、2社ということで特定されないために、こういう処理をしているということだと思います。

○後藤委員 あまり気にしなくていいということですね。

もう1点、資料38ページです。農林水産業の労働生産が上がっているということは、スマート農業が推進されているという捉え方でいいんですか。

○伊福統計調査課長 そういう一面もあるかと思うんですが、御説明しましたとおり、全国では、農業生産性が結構下がっている傾向にあるんですけれども、本県の場合はまだ高い水準を維持しているところです。

分母の就業者数が減っているというところで、全国は生産額も下がってきていますので、下がる傾向、もしくは横ばいという傾向が強いんですけれども、本県の場合は、生産額のほうはある程度のところを維持したり伸びています。ただ、従事者数が減っているというところで、このように全国や九州と差が開いているという状況かと思います。

○後藤委員 自治体間競争の中で統計調査を見える化することによって、この業種分野で戦略的に考えていく。そのための指標を各部に提供していただく大事な部門だと思っておりまして、今後ともこういう資料をできれば議員にも定期的に説明いただくとありがたいと思います。要望ということで、よろしくお願いします。

○山口副委員長 資料は非常に分かりやすいなと思ったんですが、こういう調査結果とか、我々に説明していただいている分析結果というのは、庁内ではどのように共有されていくのでしょうか。ホームページには出ているので、皆さん見て下さいねという感じなのか、説明会みたいなのが庁内であるとか、何かあるんですか。

○伊福統計調査課長 統計調査課では、いろんな、こういう分析以外でも国勢調査とか、いろんな調査をやっておりますが、その結果については、ホームページ等で公表したり記者発表

するのはもちろんなんですけれども、県庁内でも関係部署には直接送付することはもちろんあります。それ以外でも、庁内ポータルサイトに全庁掲示板という機能がございますので、その中で、今回このような調査結果を発表しましたというので、その概要を報告するとともに、専門用語でありますとか、ポイントとなる点等も情報発信しております。ただ、説明会みたいなものは、今まではやったことがない状況でございます。

○黒岩委員 非常にありがたい資料だなと思っています。特に資料32ページですが、まさにこの数字をどう上げていくかというところが、最終的な県政の役割という気がしております。統計調査の観点でなくて、政策の観点で申し訳ないんですけれども、県内総生産であったり、県民1人当たりの県民所得については、総合計画で目標値というのは定めてあるんでしょうか。

○伊福統計調査課長 令和5年6月に策定されました宮崎県総合計画の中では、県民経済計算を出典とする指標として3つ挙げております。例えば、県内総生産の名目の目標でありますとか、県内経済成長率の目標値の設定、それから1人当たり労働生産性の向上率というところで、宮崎県総合計画の中で設定しております。

○黒岩委員 例えば、農林水産業の1人当たりの生産額が高いのに、今度は製造業の食料品の労働生産性が低いといったようなところから何が見えてくるのかを自分なりに考えたときに、農産物の生産は高いけれども、加工がなかなか弱いんだといったものが出てくるのかなと思っています。そういったところをしっかりと分析して、それに伴う対策をあぶり出していただいて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。要望でございます。

○岩切委員 資料33ページで、0.6%のシェアということなんですけど、例えば、本県の土地代とかが安い、財産収入は低いというような話になると、どうしても上がらない要素があるのか。一般的に人口比で1%と何でも考えているのですが、そこ0.4%のギャップがあるのは、明らかにこういった点が課題になるというのか、ポイントだろうというようなものがあれば、お教えいただけませんか。

○伊福統計調査課長 確かに人口比の1%もないというところは、大きな課題だなと認識しております。その差の一番大きなところは、産業構造の違いなのかなと思っております。ですから、やはり労働生産性の高い、高付加価値を生むような産業——製造業とかは生産額が非常に大きくなりますので、そういうところの集積ができています県については、かなり総生産が上がっております。そういう高付加価値型の産業の育成が課題になってくるのではないかと考えております。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、「東九州新幹線等調査結果について」に関して、質疑があればお願いいたします。

○黒岩委員 お聞きしたいことはたくさんあるんですけれども、新幹線の整備を進めていく手法として、例えば、高速道路と重ね合わせたときに、高速道路の場合にはルートよりも、まず地元が必要なんだという機運を高めてから、国のほうに訴えていくというやり方です。今回はそういうやり方ではなくて、一応ルートを3つ選定して、試算をして、県民の機運を盛り上げていくんだというところでございますけれども、機運の盛り上がりをどうやって国のほうに伝え

ていくのか。

例えば、「宮崎県民はこのルートがいいと言っていますよ」と伝えるのか。県としては国に伝えることはせずに、県民の方が盛り上がっている雰囲気を国が分かってほしいということなのか。私なりに、もやもやしているところがあって、何を国に訴えていくのかというところを、まずお聞かせいただきたいと思います。

○河村総合交通課長 今までの私どもの取組の1つとして、期成会を立ち上げて、国のほうに要望してきたという経緯がございます。具体的に言いますと沿線県の大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡県及び北九州市で、東九州新幹線を求めていくという活動の一環として、国に要望を出したりといった活動をしてきたわけでございます。

現状として、東九州新幹線日豊本線ルートを基本として、そういったところを要請していくというところは、やはりスタンスとしては変わらないところでありますけれども、新幹線そのものの整備のやり方も、規模感も含めて、なかなか知られていない現状も多いかと思っておりますので、そういったところを知っていただいて、我々もバックアップをいただいて、経済界を含めて声を上げていくというところが必要だと思っております。

具体的にこれをやれば整備計画に格上げされるというところは、何かルールがあるわけでもありません。多くの方に知ってもらって、うねりとして動かしていくというところは大事だと思っていますので、そういったところが必要なのかなと思います。

○黒岩委員 今回のこういう調査結果が公表されたことによりまして、県民の方は、恐らくどのルートが一番いいのかとか、どれが一番早い

のかというような議論になってくると思うんですけれども、国から県に対して、どのルートがいいのか等の宮崎県の意思を確認される機会はあるのでしょうか。

○河村総合交通課長 整備計画路線に格上げをするとか、基本計画路線をどうするかというところは非常に不透明でありまして、これも繰り返しになりますが、何かルールがあるわけではございません。今、様々な基本計画の格上げという議論について、国土交通省の見解としては、整備新幹線3ルートに完成していない部分がありますけれども、まずはその完成にめどをつけるんだということを繰り返し言っております。

そのため、整備の見通しといっても、最短でも北海道新幹線は2030年からさらに遅れると言われておりますので、少なくとも今すぐ何か動きがあるわけではないと思います。いずれにせよそこに向けて何か動きがあるときに備えて、関心を高く持っていただき続けることが必要だと思いますので、そこを目指してやっていくのかなと思います。具体的にルート云々という話は全く動きとしてはございませんし、繰り返しになりますけれども、現状、国の構想に入っているのは東九州新幹線の日豊本線ルートですので、そこを求めていくというスタンスは変わりないかなと思います。

○岩切委員 様々な前提条件があって、利用便益などの将来予測をされていらっしゃるんですけれども、調査に対して、この前提ではどうだろうとかいうようなものはないのでしょうか。

これから私自身もこの資料を一生懸命見ないと何とも言えないんですけども、前提条件とか計算の方法は適当だろうという、全てを納得されて提出されていると思うんですけれども、少し変わるだけで大幅に変わるものというのも

存在するんじゃないかなと心配しています。そのあたりについての見方というか、思いはいかがでしょうか。

○河村総合交通課長 数字の妥当性というところは、おっしゃっていただいたとおり仮定をかなり置かないといけない部分もあるので、将来を正確に予想できるかどうかという問いに等しいと思っています。

今回の手法については、基本的に国の鉄道の評価マニュアルですとか、いわゆる公共事業の技術指針にステップとしては基づいています。そのため、推計手法であったりとか、利用者便益を計算する時間価値についても、ある程度妥当な数字の範囲には入っているとは思っていますので、そういった部分ではあまり特異な前提というのは置かれていないと理解しております。

○岩切委員 御説明いただいた資料48ページに需要の推計というのがありまして、断面交通量が区間平均で新八代ルートだと8,710人とあります。そんなにいるのかという考えがふと湧くんですけれども、県民と意見交換していくに当たって、「何人乗るんですか」というような話は当然出てくるような気がします。こういった根拠となっている数字については、容易に説明し得るかということ、そうではないような気がしています。

現状、宮崎県の駅から毎日これくらいの数の人の移動があるということでもなかろうという話になるんですけれども、この将来需要は、前提条件としては正しく推計された上で出ていますよということぐらいしか言えない話になるんですが、そのあたりについての解説をお願いします。

○河村総合交通課長 B/Cの推計全体にも言えるんですけれども、新幹線を造ったときに、

新幹線があるから新しく行こうとか、改良効果で観光需要がこれだけ増えましたとか、経済波及効果は幾らありましたという効果は、よく報道で耳にするかと思うんですけれども、この輸送の需要推計については、このような効果は全く考慮しておりません。基本的には今の交通流動を前提としております。

その上で、移動時間が短縮されることや、高速バスとか自動車で移動するよりコストが若干高いことを前提に、過去10年くらいの移動需要のトレンドをベースにモデルをつくって、それでどれだけ転移しますかというのを、個々人の持つ時間価値としては様々なので、ある程度正規分布のような形でそれぞれいるとした過程を基に推計した数字になっています。

なので、基本的には、現状の輸送動向をベースに、これだけ転移するということを見ているので、ある程度、現実には即した数字だとは思っています。

○丸山委員 この東九州新幹線の調査に当たって、大分県、鹿児島県、熊本県といった隣県とは、意見交換をやったのかやっていないのか、まず教えてください。

○河村総合交通課長 調査をすること自体は、もう既に公表されていますので、そういった意味では、こういう調査をしますというのは共有させていただいています。

当然、基本的には隣県とは、日豊本線ルートで基本的にはやっていきたいと思いますところと、熊本県は、新八代ルートの動きが今回新たにあるので、非常に興味はいただいているというようなところが、表現としては正しいかなと思います。行政サイドは比較的冷静に受け止めていらっしゃいますけれども、人吉市とか、地元の方は、御関心をいただいているような状況

でございます。

この調査結果そのものについて深く議論するところまでは行っていませんけれども、調査をしますよというところはお伝えさせていただいています。

○丸山委員 大分県のほうが先んじてこの検討をやっていたということは知っています。大分県とは、調査を基に意見交換等はやったことはないのでしょうか。

○河村総合交通課長 当然ながら連携はさせていただいています。調査結果については、昨年公表されたタイミングで我々も知りましたし、それについて、どういう意見交換かというのがありますけれども、説明はいただいているところであります。

やはり大分県も我々と同じで、調査も基本的には世論喚起と関心を持っていただくためと聞いていますし、一緒に東九州新幹線の盛り上げをしていこうという話をさせていただいているところです。

○丸山委員 我々も九州の議員と話す中で、大分県は、小倉と北九州と大分まではやるけれども、大分と宮崎に関してはあまり関心がないと感じます。実際にJRを見てみても、大分まではしっかりした電車なのですが、大分から宮崎に向かう電車がもう悲惨なというか、こんなに差があつていいのかと感じていて、JR自体も、宮崎一大分間はあまり興味がないような感じに思われます。

ここを一番心配していて、本当に絵に描いた餅に終わってしまうのではないかと考えています。JRが乗るか乗らないかが一番大きなポイントになると思っているのですが、JRとしての意向というのは、どこあたりまで伺っているのか、協議しているものなのでしょうか。

○河村総合交通課長 そういった具体的な話はできておりませんけれども、おっしゃっていただいたとおり、JRの同意というのが、着工の要件の一つになっていますので、全線開業を求めていくというところは、我々としては変わりません。

当然、JRとのスタンスは様々あると思いますけれども、まだ基本計画の段階でもありますし、そこから具体的に着工まで、具体的なステップを踏まないといけませんので、その中で議論されていくことなのかなと思っております。

我々としては、実現に向けて動くというところは変わりないと思います。

○丸山委員 資料50ページの並行在来線のところで、肥薩おれんじ鉄道の赤字が非常に多くて負担が多いとよく聞いております。鹿児島ー宮崎ルートに関しても、鹿児島県も含めて腰が重いのではないかという話も伺っています。肥薩おれんじ鉄道は、直近で幾らぐらいの赤字補填をされているのか情報があれば教えてください。

○河村総合交通課長 今回、資料2として報告書全体のバージョンを、お配りしております。その中で、具体的な補助金の収支等についても記載させていただいております。

資料2の報告書70ページに当たるのですが、口頭でも説明させていただければと思います。

今回、詳細に調査したのが3つの並行在来線の会社になっておりますが、肥薩おれんじ鉄道についても、具体的な支援額を記載させていただいております。運営支援というところが日々の様々な支援になるのですけれども、令和5年度で8.4億円という形になっております。

こういった補助金での支出というのが続いているような状況でございまして、さらに言うと、経営分離されたときの第三セクター化するとき

の公共からの出資についても、やはり数億円単位でなされている状況が現状でございます。

○丸山委員 このあたりも含めて、県民へのシンポジウムで話があるのではないかと考えています。

新幹線があれば欲しいなという気持ちは我々も思っているのですが、整備計画路線に格上げされても30～40年後になってしまうという長期的なスパンなものですから、どう合意形成ができるのだろうなと思っているところです。また、交付税措置はあるというものの、財政負担が非常に大きいのだろうなと思っています。

シンポジウムを開いて、何年後には、宮崎県としてはこのルートのうち、これを先にやりたいのだということを具体的に決めないと、調査しただけになってしまいます。いつぐらいに、行政としてこのルートで行こうというのを考えているのか、市町村と連携しながら決めていかないと意味がないかなと思っているものですから、そのあたりのタイムスケジュールがあれば教えていただきたいと思います。

○河村総合交通課長 調査の趣旨の部分にも関連するところでありますけれども、この調査は、関心を持っていただく世論の醸成というところが目的ですので、これをもとに何らかのルートを決めるというものではないというところは、説明させていただいているところでございます。

具体的に今後の新幹線整備について、国全体としてどう動くかということも含めた中で、具体的に何年後にこのルートというところを選定するつもりはございません。

繰り返しになりますけれども、基本計画路線に乗っていますのは、東九州新幹線の日豊本線ルートでございますので、それを各県と連携して求めていくというスタンスには変わりはない

というところは、御理解いただければと思います。

○丸山委員 そう言われるのですけれども、本来はどのルートでやるのだというのを、やはり政治決断をしないと進まないと思うのです。

知事がリーダーですので、知事がしっかりと判断をする時期がいつかは来るのだろうなと——判断しないと前に進まないと思っております。今の言葉でごまかしすると、結局この調査は何のための調査だったのかで終わってしまつて、50年間ずっとこの新幹線問題は進んでおらず、また同じことを繰り返すのかと思ってしまいます。

知事選挙のときに、ミニ新幹線をやりますと言った立候補者もいたから、調査をやっただけではないのかと思ってしまいます。今後は県民にいろいろな話を聞かせていただいて、知事としての政治判断をしっかりと行うことが必要となり、シンポジウムを含めて、いろいろなことをやっていただけると考えております。

知事が政治判断をすべきものの大きな課題であらうと思いますので、本当は知事に聞きたいところなのですから、それは今後議論をさせていただければありがたいと思っています。

○重黒木総合政策部長 やはり基本計画路線に東九州新幹線日豊本線ルートがしっかり位置づけられているというところの中で、県が独自の話として違うルートを選んでいくというのは、やはりなかなか難しいところがあるかなと思っています。

おっしゃるとおり、東九州新幹線は50年間動いておりませんので、そういった時間軸の中で、国のほうが今後どういう動きを見せてくるのか、骨太の方針の記載もございましたけれども、そういった国の動きが出てくるようなタイミング

で、こういった形で国に要望していくのが一番よろしいのかというのは、また考えていきたいと思っております。

それに向けて、これまでどちらかというと、ほとんど新幹線についても関心がなかったという状況がございましたので、今回新たな調査を行うことで、県民の新幹線に対する関心をしっかり高めていった上で、次の整備新幹線が終わったら計画路線に着手していくのだと、そういったところをまず国のほうには求めていると考えております。

新幹線については長い時間軸で考えていくのですけれども、皆様方と一緒に、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤委員 延岡市出身ですけれども、関心は高まっています。やはり福岡、北九州の所要時間の概算が出た。そして、B/Cですね。特に延岡まで延伸した場合の新八代ルート整備費用が出ました。これが今までにない情報で、非常にインパクトがありました。

そこでB/Cですが、1.0を超えて1.2まで出ておりますが、低成長ケース、平均成長ケース、高成長ケースが非常に分かりづらいのです。将来の成長率マイナス0.1%、0.8%、1.4%ということで、県民の方にお知らせする際には、県としてはこのケースをお示しする数字となるのでしょうか。3つケースを出されると説明が難しいので、そこも含めてお願いします。

○河村総合交通課長 現実的なところで言いますと、過去の平均値をそのまま投影させたケース2が、現実的といいますか、最もあり得るのかなというところは思っております。

低成長ケースは、もともと日本経済研究センターの長期経済予測で、かなり長期で出されているものでございまして、マイナス0.1%になっ

てしまいます。高成長ケースというのは、内閣府の中長期の経済試算の中でも少し意欲的だといえますか、野心的なところも含めて算定されておりますので、その中間といえますか、実績に基づいてやるケースというのが、現実的という言葉が正しいか分かりませんが、そこをまず見ていただくのが分かりやすいのかなと思います。

○後藤委員 丸山議員もおっしゃいましたけれども、大分、熊本の九州中央自動車道、東九州自動車道の3県エリア。当然知事もこの3県知事ということで非常に国に対して要望活動を行っている状況がありまして、実は我々議員にも大分からかなりオファーが入ってきています。「もう少し宮崎も一緒にやらんか」というのが実際出てきているんです。そういう状況下で、この新八代ルートの延岡延伸となると、我々も非常に悩みが出てきているところです。

とはいえ、県民の非常に大きい関心になっているのは確かですから、当然今度また集まりがある中で、熊本のほうからも、観光エリアもそうですけれども、今回の宮崎の発表によってやはり出てきています。

特に熊本、大分との連携でありますとか、県としてもある程度の方向性を出していただかないと、我々も動きというか、発言にも気をつけないといけないものですから、そこも含めてお願いします。

○河村総合交通課長 こちらも繰り返しになりますが、基本的には大分県も含めて、期成会という名の下に、各県連携をして、東九州新幹線の日豊本線ルートを国に求めていくということは、変わりはありませんので、それを引き続き頑張っていきたいと思っております。

○黒岩委員 資料42ページの今後の手続なので

すが、ここでいう整備計画の決定の段階なのか、工事実施計画の認可の段階なのか、どの時点でルートが決まるのでしょうか。

○河村総合交通課長 本当に詳細なルートというのは、工事実施計画の認可以降になります。例えば、敦賀一大阪間の議論がされていますけれども、そこもまだ幾つかのルートの候補が残っている状況でございまして、具体的には京都駅にどうアプローチするかというところで、3ルートほど示されております。

そういった詳細のルートは、工事計画の作成のプロセスの中で決まっていくようなイメージだと思います。そのため、整備計画に格上げされた段階で何か詳細なルートが決まるとか、そういうレベル感ではないというイメージをされるといいかと思います。

○黒岩委員 詳細ルートといいますのは、例えば1キロメートル以内とか、そういう細かなレベルではなくて、今回の大きな3つのルートについても、工事実施計画の段階で決まっていくのだという認識でいいのでしょうか。

○河村総合交通課長 そういったレベル感でいいますと、基本計画には主要な経由地というのが書かれておりますので、そこでもう既にある程度ルートは特定できる場所ではございます。今回の調査3ルートという意味で言いますと、それよりかなり前の段階に議論されるものかなと認識しております。

○黒岩委員 ということは、整備とか全線開業まで大分先になりますけれども、このルートの選定についてはそんなに遠い将来ではないと、近いうちに議論がされる。もし整備計画の決定でありますとか、その前段のいろいろな作業が出てくれば、そういった中でどういうルートにしようかという話が出てくる可能性はあるとい

うことでよろしいのでしょうか。

○河村総合交通課長 国の所管でございますので、具体的なスケジュールは、お示しはできませんというところが答えになろうかと思うのですけれども、少なくとも北海道新幹線は2030年でございます。2030年から少し遅れて開業というところというのが全体のスケジュール感として、さらに国の鉄道、特に新幹線整備の予算というのは、近年でいうと一定額で動いているところでございます。それを各路線に割り振って整備を進めているという状況になっていきますので、すぐにという話ではないとは思っています。

○黒岩委員 整備計画が決定されるプロセスの中で、どういう期間でこの決定をされるのか、そういう会議は毎年開かれているのか、何かないと開かれないのか、そういったところはどんなものなのでしょうか。

○河村総合交通課長 具体的なプロセスというのは承知をしておりますけれども、非常に政治的な関わりも深いものだというところは聞いております。与党の中にもプロジェクトチームが立ち上がっておりますし、そういったところの意向も聞きながら、国土交通省の制度の中で判断されていくものだと思っております。

○黒岩委員 資料43ページの財源負担のところ、国が3分の2、地方が3分の1とありますが、ほかのところの例でいくと、地方といいますのは、県なのか、市町村なのか、両方なのか、そのあたりはどんなものなのでしょうか。

○河村総合交通課長 基本的には都道府県とされてはいるのですけれども、これは全国新幹線鉄道整備法の規定にもありますが、利益を受ける範囲で市町村に負担させてもいいとされています。

例えば当該市町村部分の建設費について、都道府県負担額の10分の1を市町村部分が負担するという形が事例としては多いところでありませけれども、市町村の負担割合をもっと高くしている事例もございまして、札幌市なんかは5対5とかいう形です。札幌市内の費用にかかる部分ですけれども、そういった事例もなくはありませんので、様々なところはございます。

○黒岩委員 市町村に負担を求める場合の基準についてですが、駅があるところなのか、線路が通っているところなのかというところについてはいかがでしょうか。

○河村総合交通課長 受益を受ける範囲ですので、基本的には線路が通る沿線という形になるかと思えますし、具体的に全てのケースを調べてはいませんけれども、鉄道駅が設置されるところが中心になるかとは思います。

特に、北海道の事例で言いますと、どの程度の受益なのかというところを議論した上で、両者合意の上、協議されておりますので、そういったところが考慮される材料になるのかなとは思っています。

○坂本委員 県の総合交通計画の考え方というか、方針の話になるのですけれども、今、「新幹線本当にやるのですか」という発言をするのが不謹慎に思えるような気もしているのですが、ちょうど1年ほど前までは、東九州新幹線にあまり期待していなかったというのが正直な気持ちでした。

その中で、この調査が行われて結果が出ました。今後、新幹線をやるのかどうかという、これを押していくのかどうかという判断についてです。本県においては、これまで申し上げたように、過去50年間ほとんど凍結状態になっていた中で、1年前までは空路の拡充、高速道

路早期整備という、大きく2つの路線の整備をどれだけ早めていくかという考え方だったと思います。今後、国に要望していく上で、選択肢として、東九州新幹線にしっかり力を入れていくという判断をされるのか、もしくは1年前に立ち返って、この現実味というか、実現性もしっかり判断していくことも必要だと思うのです。

国に要望していく上で、新幹線はないというカードの切り方もあるのかなと思っていて、いずれにしても、20年後、30年後、40年後、50年後に、県の総合交通がどの方向に踏み出すのかという検討の場は、今後どのように持たれていくのでしょうか。

○河村総合交通課長 県としての交通計画も当然策定しておりますけれども、時間軸としては4～5年単位という比較的短いスパンになっています。新幹線については、まだ調査結果を出したばかりですし、具体的に基本計画がいつどうなるのかというのも不透明な状況の中で、その中に組み込んで議論する場があるかといわれると、そういった場はないというところが、直接的なお答えになります。

いずれにしてもこの構想は求めていくというところで、地域の交通計画とか、広域の計画については、所要のものを前提に議論して、数年単位の足元の取組を議論していくというところが、役割分担ではないですけれども、必要なかなと思っております。

新幹線そのものを何か議論する場があるかという、そうではないというのが直接的なお答えになっているか分かりませんが、お答えになるかと思えます。

○坂本委員 確かに将来の足、将来の道として、いろんな選択肢があるにこしたことはないのですけれども、今後、お金がかかることなので、

やはり賢明な判断をしていく必要があるのかな
と思ったものですから、申し上げました。

○川添委員長 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○川添委員長 それでは委員会を再開いたします。

お諮りいたします。残りの質疑につきまして
は、午後1時から行うということでよろしいで
しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、午後1時から再開を
したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後0時58分再開

○川添委員長 それでは委員会を再開いたしま
す。

午前に引き続きまして、報告事項の質疑を行
いたいと思います。

「東九州新幹線等調査結果について」に関し
て質疑がありましたら、お願いいたします。

○山口副委員長 今回の調査では、着工は2045
年、完成が2060年という想定ですが、2045年と
いうのは、何か理由があるのですか。

○河村総合交通課長 過去の整備計画からの着
工年限を参照して、あくまで仮定の数字として
述べさせていただいております。

資料42ページに過去の現状という形で、工事
計画の認可までですとか、そこからの時間を書
かせていただいておりますので、今後、少なく
とも20年とか、それぐらいのスパンでかかるだ
ろうという仮定を置いた数字ということで、御

理解をいただければと思います。

○山口副委員長 特にそこを目途にしていると
かいうことではないということは分かりました。

続いて、現在の想定 of 建築費等から算出する
と、県・地方自治体としての負担額というのは
算出できるのですか。3分の1で割ればいいと
か、そういうことでしょうか。

○河村総合交通課長 資料43ページを御覧いた
だければと思うのですが、仮に正確に出
そうとすると、JRからの貸付料をまず考慮す
るということです。これも非常に様々でして、
部分開業で言いますと、5億円とかそれぐら
いの1桁億円のオーダーなのではございますが、路線
によっては100億円とかそれぐら
いのオーダーにもなります。かなり幅があるので、そこの仮定
が必要となってきます。あと、地方交付税の充
当率も鑑みる必要があるのでは、正確な金額とい
うのはなかなか示せないところです。

ただ、貸付料が仮になかった場合、単純に距
離で案分したときに、日豊本線ルートについて
は、全体の4割程度が宮崎県内の区間になっ
ておりますので、全体の4割程度のかつ3分の1
となるので、4,900億円程度です。

鹿児島中央先行ルートになりますと、全体の42
%ほどがこちら宮崎県内の区間になりますの
で、1,500億円程度。新八代ルートになりますと、
こちらは若干宮崎の区間が長くなりまして、大
体6割強が宮崎県内の区間になりますので、3,200
億円程度かなというところで計算はできます。

それをさらに何年かで割ってという形になる
かと思いますが、そこからさらに貸付料ですと
か、交付税措置もありますので、実質的な負担
額はもう少し減っていくというような計算にな
ろうかと思っています。

○山口副委員長 ちなみに、結局幾らぐらい負

担するのだらうというところは、我々の判断基準としても大事なと思うのですけれども、さらに詳細な負担額の想定というのは、今後行う予定は今のところないのでしょうか。

○河村総合交通課長 どうしても独り歩きしてしまうので、数字としてお示しすることはなかなか難しいかなと思います。ただ規模感としては、先ほど申し上げたとおり、ここに貸付料が乗ってきた上で、90%の地方債の発行、さらに、そこから5～7割は交付税措置がされますので、単純計算すると37～55%ぐらいの実質的な負担率にはなりますので、それぐらいの規模感をイメージしていただくのがいいのかなと思っています。

○山口副委員長 今回の調査の便益についてなのですが、経済波及効果とかを考慮に入っていないという形での調査による便益の想定になっているかと思うのですが、新幹線ができることによる経済波及効果的なものを想定したデータというのは、現状、県のほうにはないという理解でいいですか。

○河村総合交通課長 今回の調査では、そこは、計測はしておりません。あくまでB/Cについては、経済波及効果ですとか、あとは観光への効果は除外して計算するという形になっていますので、今回の計算上は、そういった数字は全く出しておりません。

○山口副委員長 今後、そのあたりについては具体的に出していかないと、県民からすると、新幹線ができることによって、宮崎県にとってどれくらい経済効果があるのかは、すごく分かりやすい指標というか、触れたことのある考え方かなと思います。そういった算出の方法というのはなかなか難しいということなのでしょうか。

○河村総合交通課長 そういった試算というのは、各地でもやっているところですので、技術上は可能ではあります。確かに議論の活性化や機運醸成というところについては、そういった観光や地域経済への効果というのは、非常に参考になる数字だと思いますので、それについては、今後検討していきたいと思っています。

○山口副委員長 最後に、シンポジウムの件なのですが、日程等を見ると、平日の昼の開催で、定員も250人とかなり限られていて、会場も宮崎市ということです。私は宮崎市選出なので行きやすいのですが、県内各所からはなかなか厳しいかなと思っています。

例えば、オンライン配信であったり、県の公式ユーチューブとかに録画したものを多少編集して上げるとか、来られなかった人であったり、参加が難しかった人向けの新幹線を考える機会の提供は考えられていないのか教えてください。

○河村総合交通課長 今回のシンポジウムでは、オンライン配信というのは検討していませんが、おっしゃるとおり、宮崎市以外の各地域においても、同様に調査結果等を含めて、新幹線そのものを知ってもらうことは大事だと思います。今年だけで終わる話ではないので、そこは少し順序立てて、ほかの地域でも、何らかの形で周知できるよう図っていききたいと思っています。

○山口副委員長 この後、デジタル化についてもいろいろ話しますから、せっくなので要望です。こういう機会も現地だけでなく、デジタルの力というのも使いながら、新しい広報、周知という形で取り組んでいただければと思いますので、前向きな御検討をぜひよろしくお願いします。

○岩切委員 副委員長から質問がありましたが、鹿児島中央先行ルートですと約4割、新八代ル

ートですと約6割が本県の負担というような意味合いと受け止めたのですが、日豊本線ルートの大分県にあるような新幹線に対する情熱というのは、既に、熊本県や鹿児島県にはなかろうと思うのです。

そういう意味で、新八代ルートを開設しようとすれば、約4割分の地元負担について議論を呼びかけないといけないということになるのですけれども、あくまで今回の調査は、宮崎県内における議論ということであって、隣県である熊本県や鹿児島県とは、一切この件についてのやり取りはできていないという理解をしてよろしいですか。

○河村総合交通課長 具体的な費用の話ですとか、そういったところを含めて何か議論したということとはございません。

○岩切委員 それぞれ延岡から小倉というルートと、都城または宮崎から八代、鹿児島中央というルートのどちらが便利かは地域によって違いますので、議論を開始するための、機運醸成のための調査ということでした。これが議論の沸騰により、北と南がけんかするようなことにならないようにしないといけないなと思っています。

県央である宮崎市でシンポジウムを開催するというイメージだけで進んでいると、ややもすれば北と南のこっちのほうが便利というような話ばかりで、建設が望まれるという機運醸成になっていかなくて、ただただけんかの種をまいただけに終わるといけないなと思うのですが、杞憂であればいいのですけれども、そのあたりに対する思いがあればお聞かせください。

○河村総合交通課長 東九州新幹線については、県北から南北に走るルートとして求めていくというところは、何度も申し上げますが、基本方

針としては変わりませんので、そういったところも含めて御理解いただいて頑張っていきたいと思っています。御質問の点はおっしゃるとおりだと思いますので、そこは留意しながらやっていきたいと思っています。

資料の誤植がありましたので、おわびと訂正をさせていただきます。

資料42ページで過去の状況を記載させていただいておりまして、冒頭部分、最初の整備計画の決定から最初の部分開業まで最短で29年間という形で書かせていただいておりますが、北陸新幹線は整備計画決定から24年で部分開業しております。最初の開業とありますので、24年間の誤りでございました。おわびとともに訂正いたします。

もう一点、補足させていただきます。

岩切委員から、新八代ルートの輸送密度の件で御質問いただいていたところでございます。正確に言いますと、答弁で申したとおり、現状の移動需要から算出したというところが変わりません。ですので、単に新八代―宮崎間を移動する人だけというわけではなくて、当然ながら福岡から宮崎に来る方とかについても、転移したものを足し合わせて数字をつくっております。例えば、「B&Sみやざき」の現状のバス移動からイメージすると、多いという印象を持たれるかもしれませんが、そういった算出方法になっているという補足をさせていただきます。

○川添委員長 先ほど意見がありました、地元の負担金額のシミュレーションや在来線の第三セクターへの補助金、こういったところもなかなか出しにくいところはあるとは思いますが、それでも、それぞれ、可能な範囲で金額を今後算出していただきたい。補助金についても未来永劫続いていく話でもありますし、そういったと

ころが、規模感としてもすごくわかりやすいのかなと思っています。建設・運営の実質負担金、それから在来線第三セクターへの補助金のシミュレーションの一例ということで、今後検討していただくと分かりやすいのではないかと思いますので、要望しておきます。

○河村総合交通課長 非常にハードルが高い試算かなと思います。極論で言いますと、市町村のどこが当該路線に当たるのかということも、結局、JRとの調整の過程で決まるものになりますので、完全に並行していれば全て分けられるかということ、そうでもないですし、経営状況も様々でございます。

そういった総合的な判断の上、路線を分断、経営分離をする判断が下されるかと思うので、ある程度の仮定を持ったとしても、ここで行政として当該区間が並行在来線だと示すというのは、非常に好ましくないのかなというところは思っております。ただ規模感としては、先進の事例がございまして。そういったところは資料にもお示しさせていただきますので、そういったところを参考にしながら、議論していくのかなとは思っております。

○黒岩委員 今後の話なのですが、1月にシンポジウムがあるということでした。来年度以降、今回はルートをシミュレーションされてシンポジウムをやりますということなのですが、来年度以降の機運を高めるための取組についてはどうされるのでしょうか。

○河村総合交通課長 宮崎県としてどうするのか、あるいは期成会としてどうするのかというところを話し合いながら決めていきたいと思っています。

今、山口副委員長からありました経済波及効果も非常に重要な観点であると思っておりますし、何

かを報道するときや、何かしらの要望等をするときに、パンフレットなり資料があるといいなと思っていますので、次年度の予算編成過程の中で、議論しながら考えていきたいと思っています。

少なくとも今回を土台にして、それをさらに世に出していきたいと考えています。

○黒岩委員 県民の皆さんの機運醸成といいますか、シンポジウムなり、そういったものは、今のところ予定はないのでしょうか。

○河村総合交通課長 現時点で決まっている来年度以降の予定というのはまだありませんが、それも議論をしていきたいと思っております。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、最後に「宮崎県デジタル化推進計画の素案について」に関して質疑があればお願いいたします。

○山口副委員長 達成指標のところなのですが、県民の満足度というのは、これはいわゆる県民意識調査に基づいて、基本的には取っていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 この調査については、その調査を使ってやっていきたいと思っております。

○山口副委員長 県民意識調査は、年度末に取って翌年度の6月ぐらいに結果公表という流れになっているかと思うのですが、この目標設定でいくと、令和10年度の目標値の場合は、令和11年度ぐらいの夏ぐらいに、令和10年度の数値が初めて公表されるという流れになってくるかと思っています。そうなってくると、このデジタル化推進計画の更新のときは、その時点での達成度合いが測れていない状態で、更新作業を行わないといけなくなってくるように感じるのですけれども、そのあたりのずれというのを、どの

ように考えていけばいいのか教えてください。

○福崎デジタル推進課長 目標値の達成状況につきまして、常にタイムラグが生じるというところは承知しておるところです。当然、達成状況については年度ごとに見ていきますので、遅れているものがあれば、途中の段階でもその理由を検証しますし、それを生かしながらやっていきます。最終的には数字が出るのが遅くなってしまうけれども、最終的な達成状況については、数字が出た段階で評価はしていくことになります。

どちらにしても次の計画をまたつくっていきますので、そのときにまた検証していくという流れになると理解しております。

○山口副委員長 KGIなのでKPIとは違うということなのでしょうけれども、「県民の満足度」という客観性に欠けるというか、主観的なものの数値目標になっています。

やはり、このあたりはできれば、しっかりと客観性を持った、数字で押さえられるものがないのではないかと考えておりますが、あえて感情的なものにした理由があれば教えてください。

○福崎デジタル推進課長 目標値の設定に当たりまして、もちろん委員御指摘のように、客観的な数字を目標にしたほうがいいというところはあります。

一つは労働生産性という客観的に見れる数字があります。これは人口減少が進む中で、労働生産性は各分野での共通の課題なので、大きな課題としてここを上げていこうというところなのですが、もう一つのところで、社会減対策です。宮崎県に住み続けてほしいというところの指標をどう決めるかというところで、客観的な数字がないかということで調査させていただきました。デジタル庁が公表している数字に生活

指数というところがあるのですけれども、生活指数の構成要素を見てみますと、大学での専門教育があるかとか、あるいは高等専門学校が設置されているかとか、一般的ではないNPO法人のデジタル化を支援するようなNPO法人があるかとか、携帯キャリアの数というところが、生活指数ということで丸められて評価されているということになっておりました。目指すゴールとしては、そこじゃないなと思っていましたので、消極的ではあるのですが、選択としては、主観的な数字でありますけれども、デジタル化で生活が豊かになったかとか、利便性がよくなったかというところを、まず設定させていただいております。

各分野ごとに関していきますと、それぞれ生活暮らしの指標で、客観的に見れる数字を押さえていますし、基本的な方向性ですので、各分野・部門ごとに、各所属でいろんな政策をこの方針の下に考えていただいて、KPIを設定していただくということになります。あくまでも、今回は、最終的に目指すゴールとして、宮崎県に住み続けたいと思っていただけるような社会をつくと、それをデジタル化で達成していくというところに、目標を置いたということになります。

○山口副委員長 各県でその目標値を定めるのは自由なので、そこはしっかりと思う姿でつけていただくのは構わないと思うのですが、やはりデジタル庁が出している指標があるのであれば、そこはしっかり追っていくんだよということだけは持っておいていただいて、我々からも全国と比べて宮崎県はどうなのかというところが見えるように、計画をもう一度、最終的につくる際には配慮いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○黒岩委員 県庁が公表しているオープンデータというのは、こういった種類があるのでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 オープンデータの項目数については手元にありませんけれども、官民データ活用推進法に定める計画というのがあり、データに関しては出せるものは全て出すことになっています。それは各分野ごとに定めています。行政データとして出せるものを出すというところが、基本的な姿勢であります。

○黒岩委員 ということは、今、かなりの種類のデータが出ていると認識しているのでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 基本的に出せるデータについては、出しているということで認識しております。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時21分休憩

午後1時28分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 説明の前に、職員の不祥事につきまして、御報告とおわびを申し上げます。

既に公表しておりますが、令和6年11月21日付で酒気帯び運転を行った職員2名を懲戒免職

処分に、窃盗を行った職員1名を減給処分いたしました。

県政の信頼を大きく失墜させる事案が発生したことにつきまして、改めておわびを申し上げます。

職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底につきましては、常日頃より組織を挙げて取り組んでいるところではありますが、再発防止に万全を期するため、処分公表後、公務員倫理の確立や全体の奉仕者としての自覚を、改めて全職員に徹底したところであります。

職員一堂、職務内外にかかわらず、公務員としてコンプライアンス意識を持って活動するとともに、職務に邁進することで県民の皆様の信頼回復に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、危機管理統括監より1点お礼を申し上げます。

○児玉危機管理統括監 去る令和6年11月4日でございますが、宮崎市の大淀川市民緑地をメイン会場として開催いたしました令和6年度宮崎県総合防災訓練では、濱砂議長をはじめ、委員の皆様にも多数の御出席をいただき、誠にありがとうございました。

当日、市町村、消防、警察、自衛隊をはじめ、多くの防災関係機関の方が参加していただきまして、各訓練項目ごとにそれぞれの連携体制というのを確認しながら、充実した訓練を実施することができましたところであります。

県としましては、このような訓練を通じて関係機関との連携強化、それから県民の防災意識の向上を図るとともに、引き続きハード・ソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化の取組を進めてまいりたいと考えております。

○吉村総務部長 それでは、本日御審議いただ

きます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料2ページの目次を御覧ください。

まず、予算議案が第1号及び第23号の2件になります。

次に、特別議案が「宮崎県税条例の一部を改正する条例」など5件になります。

また、その他報告事項として、「宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について」御報告いたします。

3ページをお願いします。

予算議案の概要を説明します。議案第1号「令和6年度一般会計補正予算(第7号)」は、令和6年台風第10号の災害対策及びその他必要な経費について措置するものであります。

また、議案第23号「令和6年度一般会計補正予算(第8号)」は、国の令和6年度補正予算(第1号)及び職員等の給与改定に係るものに要する経費について措置するものであります。

4ページをお願いします。

一般会計の歳入一覧になります。

表の左から3列目、今回補正額の議案第1号の列を御覧ください。

この補正による一般会計の歳入財源は、自主財源の上から3行目の分担金及び負担金が100万円の増額、その4つ下の繰入金で5億8,842万8,000円の増額、依存財源の下から2行目の国庫支出金が6億4,142万1,000円の増額、その下の県債が6億1,870万円の増額で、補正額は一番下の18億4,954万9,000円の増額となります。

続いて、議案第23号の列を御覧ください。

この補正による歳入財源は、自主財源の上から3行目の分担金及び負担金が、6億7,078万5,000円の増額、その4つ下の繰入金で54億9,907万7,000円の増額、その2つ下の諸収入

が7億3,331万9,000円の増額、依存財源の下から2行目の国庫支出金が185億6,763万1,000円の増額、その下の県債が140億8,080万円の増額で、補正額は395億5,161万2,000円の増額となります。

この結果、議案第1号及び第23号を合わせた補正後の歳入合計は、右隣の7,193億6,208万7,000円となります。

5ページをお願いします。

一般会計の款別の歳出一覧になります。

左から3列目の今回補正額の議案第1号の列を御覧ください。

議案第1号は、主に台風第10号等の災害対策によるもので、上から6行目の農林水産業費は、海岸に漂着した流木の撤去等の公共事業のほか、被災した農業者や漁業者に対して、種苗導入や施設の復旧に要する費用を補助するための経費等であります。

2つ下の土木費は、県管理道路の小規模な補修や修繕、河川に堆積した土砂の掘削除去などに要する経費であります。

また、3つ下の災害復旧費は、漁港や治山施設のほか、庁舎などの県有施設の災害復旧などに要する経費であります。

議案第23号の列を御覧ください。

議案第23号は、国の令和6年度補正予算(第1号)のうち、国土強靱化等の公共事業に係るもの及び職員等の給与改定に係るもので、一番下の行の補正額の合計395億5,100万円余のうち、国土強靱化等の公共事業に係るものが346億2,700万円余、給与改定に係るものが49億2,300万円余となっております。特に、国の補正に伴う公共事業費を計上している農林水産業費や土木費が大きな増額となっております。

予算案の概要については以上であります、

国の経済対策の決定が例年に比べ遅くなっていることから、今回、公共事業のみ補正予算を提案させていただいております。公共事業以外のソフト事業につきましては、国の補正予算の詳細が明らかとなった段階で内容を精査し、補正予算を編成してまいります。

この後、歳入予算や議案等の詳細につきまして、危機管理局長及び各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川添委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○池田財政課長 常任委員会資料6ページをお願いいたします。

歳入科目別概要ですが、今回補正額の欄と一番右の説明欄を議案第1号と議案第23号に分けて記載してございます。

まず、分担金及び負担金です。

議案第1号分で100万円、議案第23号分で6億7,000万円余を受け入れます。議案第1号分は、令和7年度に本県で開催する「ツール・ド・九州」の準備経費について、会場となる延岡市の負担金を県において一旦受け入れた上で、県の負担分と合わせて、当大会の実行委員会へ支出するものでございます。

議案第23号分は、国の補正予算（第1号）に伴う公共事業のうち、土地改良事業に伴う土地改良区からの分担金や、土木事業に伴う市町村からの負担金等を受け入れるものです。

7ページをお願いいたします。

繰入金でございます。

議案第1号分で5億8,800万円余、議案第23号分で54億9,900万円余を繰り入れます。議案第1

号分は、台風第10号対策等に伴う県費負担分を財政調整積立金から繰り入れます。また、ツール・ド・九州開催に伴う負担金の県費負担分について、日本一挑戦プロジェクト推進基金から繰り入れるものでございます。

議案第23号分は、国の補正予算（第1号）に伴う公共事業の県費負担分や、給与改善に伴う職員費の増額分について、財政調整積立金から繰り入れます。

次に、諸収入でございます。議案第23号分で7億3,300万円余を計上しております。これは、土木事業で行う堰堤改良事業の受託料を企業局から受け入れるものです。

8ページをお願いいたします。

国庫支出金です。議案第1号分として6億4,100万円余、議案第23号分として185億6,700万円余を受け入れます。

議案第1号の国庫支出金は、国庫負担金と国庫補助金の2つでございます。まず国庫負担金ですが、これは台風第10号により被災した山地の復旧や、港湾や漁港周辺の海岸保全区域内の海岸に漂着した流木の撤去等を行うため受け入れるものです。

なお、丸の3つ目の災害復旧費国庫負担金のうち、治山施設災害復旧費等は、令和6年5月の豪雨等により被災した治山施設の復旧を行うため受け入れるものです。

次に、国庫補助金です。丸の1つ目、民生費国庫補助金については、台風第10号により被災した社会福祉法人等に対して行う福祉施設等の復旧に要する費用の補助に当てるため受け入れるものです。

丸の2つ目、農林水産業費国庫補助金については、農業者に対する有機農業の生産開始に要する費用等の補助に当てるため受け入れるもの

です。

9 ページをお願いいたします。

国庫支出金の続きでございます。まず、丸 1 つ目の土木費国庫補助金ですが、海岸保全区域外の海岸に漂着した流木撤去等を行うため受け入れるものです。

議案第23号の国庫支出金も、国庫負担金と国庫補助金の2つに分かれておりますが、いずれについても、国の補正予算（第 1 号）に伴う公共事業を実施するために受け入れるものでございます。

10ページをお願いいたします。県債でございます。議案第 1 号分として 6 億1,800万円余、議案第23号分として140億8,000万円余を増額いたします。

議案第 1 号分は、主に台風第10号災害対策として、山地や河川の復旧整備に充てるほか、丸の 1 つ目、総務債の緊急防災基盤整備事業費については、災害支援物資拠点施設の整備に充てるものでございます。

議案第23号分は、いずれも国の補正予算（第 1 号）に伴う公共事業に充てるものです。

この結果、11ページでございますが、一番下でございますとおり、議案第 1 号と第23号を合わせた補正後の歳入合計として7,193億6,208万7,000円となります。

歳入予算の説明は以上でございます。

○徳松財産総管理課長 財産総管理課の補正予算について御説明いたします。

資料13ページを御覧ください。

当課の補正額は8,300万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から 3 列目にありますとおり40億5,767万5,000円となります。

14ページを御覧ください。

県有施設災害復旧費です。庁舎等の県有施設災害復旧について、8月8日に発生した地震や、8月末の台風10号の接近等に伴い被災した県有建物等の復旧費の不足分、これと今後の災害に備えるためとして、災害復旧費の増額をお願いするものです。

地震と台風接近の被害としては、金額が大きいところで申しますと、県総合運動公園でいろいろな施設が破損したとか、総合農業試験場ほか各支場といったところでの機器や設備の破損が被害額として大きいものとして挙げられます。

続きまして、資料42ページを御覧ください。

議案第 1 号関係、「宮崎県東京ビル再整備事業」についての債務負担行為の設定をお願いするものであります。

事業の内容については、43ページで御説明いたします。

新しい宮崎県東京ビルにつきましては、定期借地権方式で整備することとしておりまして、東京都市ヶ谷にあります県の所有地を民間事業者の有償で貸し付けて、事業者がビルを建設した後に県が施設の一部を買い取り、学生寮や職員宿舎などとして運営することとしております。

資料の概要のところを御覧ください。新ビルの再整備におきましては、建設部分の取得に要する費用について、追加工事及び物価上昇への対応が必要となることから、今議会において債務負担行為の追加議案を提出しております。

次に、事業の概要です。（1）債務負担の限度額は26億380万7,000円で、財源は県債19億5,280万円、一般財源 6 億5,100万7,000円となっております。

内訳です。令和 4 年度に県施設取得費として17億5,670万円の債務負担を認めていただいておりますが、今回、県施設部分の取得費において、

追加工事に伴う増額として7,182万5,000円、物価上昇に伴う増額のうち、事業者負担を除いた県負担分として7億7,528万2,000円を加えた合計額が、今回の債務負担の限度額となります。

追加工事の内容のところで、資料では、ビルの柱の施工方法の変更、産業廃棄物量等の増、警察行政の指導に伴う誘導員配置を記載しておりますが、このほかには、近隣住民対策として、見あい防止のためのフェンスの仕様変更や防音パネルの追加などがございます。

また、物価上昇に伴う増額についてであります。県による積算や外部のコンサルタント会社の評価等を踏まえ、この金額は妥当なものとして判断しておりまして、県の増額についても、事業者との協議を行った結果、やむを得ないものと考えております。

なお、都内で進められている開発事業では、宮崎県東京ビルと同様に、当初計画から工事費が大幅に増加している事例も複数確認しております。

(2) 事業の仕組みとして、県は事業者が建設した新ビルのうち、県施設部分を購入・取得することになります。

事業の期間は令和6～8年度です。

44ページを御覧ください。

新たな宮崎県東京ビルの建物概要であります。ビルの1～6階が県所有の施設となり、フロンティアオフィス、コワーキングスペース、学生寮、職員宿舎などを整備します。7～11階までは民間施設となり、賃貸オフィスが整備されます。

最後に、主なスケジュールです。この10月に旧ビルの解体工事が完了しまして、同月に定期借地権設定契約を締結し、新ビルの建設工事に着手しております。

今議会で債務負担行為追加の議案をお認めいただければ、次の2月定例会で、県施設部分の財産取得議案を提案させていただく予定となっております。その後、令和8年10月の供用開始に向けて、学生寮の指定管理者選定などを進めてまいります。

○中尾危機管理局長 危機管理課の補正予算について御説明いたします。

資料15ページを御覧ください。

当課の11月補正額は1,626万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますが20億1,244万2,000円となります。

その内容について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

「災害支援物資拠点施設整備事業」であります。これは、事業の目的にありますように、県の物資の備蓄機能と、国からの支援物資を効率的に配送できる機能を兼ね備えた災害支援物資拠点施設の整備につきまして、高鍋町の県立農業大学校敷地内におきまして令和5年度から着手しておりますが、今回、新たに必要となる額を増額するものであります。

事業の概要ですが、これまで実施した地質調査や施設全体の基本設計等を踏まえ、(1) 事業内容の①の内訳にありますように、詳細設計等を行うための費用を増額するものであり、具体的には地盤対策や雨水排水対策等の工事を実施することに伴い、構内舗装や外構工事の詳細設計で660万円、屋根付荷捌場の実施設計で966万円を増額するものであります。

(2) 事業の仕組みは、県から民間企業への委託となります。

(3) 成果指標ですが、南海トラフ巨大地震発災時の想定避難者数約27万人のうち、県で目

標としております発災後3日目までに必要な物資を現物で備蓄するとともに、国からの物資受入れ、搬出に対応可能な高い機能を確保することとしております。

18ページを御覧ください。

今後のスケジュールについてであります。

先ほど少し御説明いたしました、昨年度から施設全体の基本設計や地質調査等を進めており、上から3段目にありますとおり、今年5月からは建物本体工事に着工し、12月に完成する予定です。

今後、今回の補正予算を承認いただければ、上から4段目及び5段目にありますとおり、12月から詳細設計及び実施設計に着手する予定です。これにより工事費を積算した上で、改めて必要となります工事額について、来年の6月議会にお諮りした後、来年8月頃から工事を実施する予定としております。

このため、施設全体の完成は、令和8年1月ごろを予定しておりますが、建物完成後の来年1月からは備蓄倉庫としての供用を開始するとともに、可能な範囲で災害時における国等からの支援物資の受入れや搬出を行ってまいります。

あわせて、災害に備えた物資の取組について御説明いたします。

19ページを御覧ください。

備蓄についてであります。

県では、備蓄に関し宮崎県備蓄基本指針において、基本的な考え方や備蓄目標、備蓄推進のための取組を定めております。

まず、基本的な考え方として、備蓄は県民自らが行うことを基本としており、県及び市町村はそれを補完するため、最低限必要な物資を備蓄することとしております。

次に、備蓄目標ですが、資料の中ほど、左側

にあります食料やミルクなどの基本8品目を中心に備蓄目標を定めており、発災4日目以降は、国からのプッシュ型支援物資が届くことを念頭に、3日目までに必要な物資について、想定避難者数に基づき必要数量を算定しております。

なお、県民には最低3日分の備蓄を呼びかけているところですが、資料の右側の図にありますように、大規模災害時に備蓄品を持ち出せないことなどを想定しまして、県民・市町村及び県で1日分ずつ賄うこととしているものです。

また、これらの備蓄を推進するため、県民の災害に対する備えや地域防災力向上のための啓発、災害時応援協定の締結等によります民間企業等からの流通備蓄の確保、市町村との備蓄に関する情報の共有等に取り組んでいるところであります。

20ページを御覧ください。

物資関係の拠点施設についてであります。

現在、県内には県の備蓄を保管する備蓄場所が8か所、国等からの支援物資を受け入れ、各市町村の地域内移送拠点等へ向けて搬出します広域物資輸送拠点が5か所あり、具体的には右の地図のとおりとなっております。

現在整備しております災害支援物資拠点施設は、この備蓄機能と広域物資移送拠点機能を併せ持つ施設で、フォークリフト等の機材によります効率的な搬出入が可能な機能性の高い施設であります。

なお、県立農業大学校の特性として、県中央部に位置し、県内一円の効率的な移送が可能であることや、標高が高く津波や洪水等の災害リスクがないこと、国道10号に面しており交通アクセスが良いこと、空路輸送にも対応可能なことなどが挙げられます。

整備後は、一部の備蓄物資をこの施設に集約

し、備蓄場所・広域物資輸送拠点施設とともに6か所としたいと考えております。

21ページを御覧ください。

拠点施設の運営についてであります。

まず、上の災害時物資輸送体制ですが、県では、県トラック協会や県倉庫協会と災害時応援協定を締結しており、災害時には広域物資輸送拠点へ物流の専門家である物流コーディネーターを派遣してもらい、施設運営に協力していただくこととしております。

また、物資輸送についても、県トラック協会の協力を得て、備蓄場所及び広域物資輸送拠点にある物資を、市町村の地域内輸送拠点に配送していただくこととしております。

次に下の物資調達・輸送調整等支援システムですが、これは物資に関して、国及び県・市町村において、国からのプッシュ型支援や自治体からの支援要請等に基づき、避難所や物資拠点への配送や受入れ状況などの供給情報を一元的に管理するシステムです。

平時における備蓄状況の把握のほか、災害時の各施設における物資の搬出・受入れ状況の確認、調達要請等が可能であり、毎年国が実施するシステムを活用した物資調達訓練に参加し、発災時に備えるところであります。

以上が、物資の取組に関する説明となります。

続きまして、45ページを御覧ください。

繰越明許費補正であります。

上の段になりますが、先ほど説明しました「災害支援物資拠点施設整備事業」のうち、屋根付荷捌場の実施設計につきましては、工期が不足するため、併せて繰越しのお願いをするものであります。

○羽田消防保安課長 消防保安課の補正予算について説明します。

同じく、資料45ページを御覧ください。

繰越明許費補正であります。

2段目の「消防学校環境整備事業」であります。これは消防学校の学生寮の改修工事において、設置する設備の納品に時間を要することが見込まれること、それに伴い当初予定していた学生寮を使用していない期間での改修工事が行えないことから、繰越しのお願いをするものであります。

○今村総務課長 少しページが戻りますが、資料12ページを御覧ください。

11月補正予算案のうち、議案第23号の歳出予算案について、総務部全体を一括して御説明します。

議案第23号は、人事委員会勧告等に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正であります。

主な改定内容としましては、常勤職員の月例給は、国に準じて若年層に特に重点を置きながら、平均で2.81%程度の引上げとなり、勤勉手当の支給月数については0.1月の引上げとなります。また、常勤職員に適用される給料表を基礎として計算されます会計年度任用職員の報酬等も、常勤職員に準じて改定されることとなります。

これに伴う総務部の補正額は、太枠で囲っております補正額議案第23号の計に記載のありますとおり2億6,191万2,000円の増額となっております。

この結果、補正後の予算額は右から3列目の欄ですが1,683億382万8,000円となります。

資料22～41ページは、各課ごとの内訳となっておりますので、こちらは後ほど御覧ください。

○蛭原税務課長 資料46ページを御覧ください。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、公益信託に関する法律が公布されたことに伴い、地方税法が改正されたことから所要の改正を行うものであります。

2の改正内容ですが、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に関連する寄附金を、個人県民税所得割の税額控除の対象とするため、関係条項の改正を行うものであります。

今回の改正は、条項ずれに対応するもので、税務事務の内容や取扱いを変更するものではありません。また、寄附をする方の控除額に影響を及ぼすものでもありません。

最後に、3の施行期日ですが、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日から施行することとしております。

次に47ページを御覧ください。

このページは、税条例の改正内容を示したものではありませんが、先ほど説明した中で、新たな公益信託制度ということを申し上げましたので、参考までにその制度の概要を示した資料となります。

上段のほうは、新たな公益信託制度のイメージということですが、図の左側にあります個人や法人が、金銭等の財産を図の中央の丸囲みのところにあります信託銀行等の受託者に預け、受託者がその財産を管理運用し、育英資金の給付や教育施設等の運営など、公益的な活動を行う制度となっております。

下の段が、制度の主な改正点となります。

まず、①信託財産の担い手、いわゆる受託者のことですけれども、従来の銀行などの信託会社に加え、公益法人やNPO法人も担うことが可能となっております。

次の②信託財産、活動の範囲につきましては、従来の金銭に加え、不動産や美術品等も財産に

することができるようになったところです。これに伴い、事務の範囲も学生寮や美術館等の教育施設などの運営も可能となったところです。

最後に③認可・監督の仕組みにつきましては、従来は、主務官庁であります各省庁の大臣が許可しておりましたが、これが行政庁であります内閣総理大臣や都道府県知事となり、統一的な認可監督基準を設けることとなっております。

なお、この公益信託のうち、税条例では個人の信託についてのみ寄附金控除が適用されることとなっております。

○那須人事課長 議案第6号、議案第31号及び議案第33号の内容につきまして、お手元の常任委員会資料のほうで御説明いたします。

資料48ページを御覧ください。

まず、議案第6号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。

雇用保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、2の主な改正の内容についてであります。

まず、(1)雇用保険法の改正に伴うものとして、就業手当の廃止や地域延長給付の暫定措置の延長に係る改正を行うものです。これは、短期間就業した際に、求職者に支給される就業手当のほうで、全国的な人手不足の状況下において、安定した職業への就職を促進していくために廃止され、また、雇用情勢が悪い地域に居住する受給資格者等に対する地域延長給付について、通常の所定給付日数を超過して60日間まで延長する暫定措置の期間が2年間延長されることに伴い、条例中の文言等の改正を行うものであります。

次に、(2) 日本電信電話株式会社等に関する法律の改正に伴うものにつきましては、同法に新たに日本電信電話株式会社の定義が規定されたことから、条例中に同法の定義を引用する改正を行うものであります。

最後に、3の施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行することとしておりますが、2の(2)に係る規定につきましては、公布日から施行をいたします。

次に、議案第31号の内容につきまして御説明いたします。

資料50ページを御覧ください。

議案第31号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。

人事委員会による令和6年の民間給与の調査の結果、職員の給与が民間の給与を下回っていたことや、国の人事院勧告の内容等を踏まえ、人事委員会より職員の給与に関する勧告等があったことから、国や民間の給与との均衡等を考慮して勧告どおり改定することとし、職員の給与に関する条例等について所要の改正を行うものであります。

次に、2の主な改正の内容であります。

まず、給料表については、(1)にありますとおり、人事委員会勧告に基づき平均で2.81%程度を引き上げることとし、全ての給料表について国に準じて引き上げる改定を行います。

次に、(2) 諸手当についてであります。

①初任給調整手当につきましては、医師及び歯科医師に係る手当は国に準じた改定を行うものであります。

51ページを御覧ください。

②特別給、いわゆるボーナスにつきましては、

人事委員会勧告に基づき勤勉手当の支給月数を0.1月、定年前再任用短時間勤務職員等については0.05月引き上げるものであります。

一般職員を例にしますと、表の改正後の欄にありますとおり、令和6年度は12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げて1.1月とし、年間では期末手当と勤勉手当を合わせまして4.6月となります。

また、令和7年度以降は表の一番下の欄になりますが、引き上げる0.1月分を6月期と12月期の勤勉手当に割り振り、それぞれ1.05月とし、年間では令和6年度と同様に期末手当と勤勉手当で4.6月となります。

次に、3の改正を要する条例につきましては、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例について改正を行うものであります。

また、4の施行期日等につきましては、公布の日から施行いたしますが、給料表と医師及び歯科医師の初任給調整手当に係る改定につきましては、令和6年4月1日から適用いたします。

また、勤勉手当のうち、令和6年12月期に係る改定については、令和6年12月1日に遡及して適用し、令和7年度以降分に係る改定については、令和7年4月1日から施行いたします。

続きまして、52ページを御覧ください。

議案第33号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。

知事及び県議会の議員等の特別職の期末手当につきましては、これまでの国の特別職等に準じて改定したところであり、今般、国の特別職等において支給月数の改定が行われることから、これを踏まえ所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

国の特別職等に準じて期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものであります。

具体的には、表の改正後の欄にありますとおり、令和6年度につきましては、12月期の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ1.75月とし、年間では3.45月となります。

また、令和7年度以降は、表の一番下の欄になります。0.05月分を6月期と12月期に割り振り、それぞれ1.725月とし、年間では令和6年度と同様に3.45月となります。

53ページを御覧ください。

次に、3の改正を要する条例につきましては、知事や県議会の議員など6つの条例について改正を行うものであります。

最後に、4の施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和6年12月1日から遡及して適用いたします。

ただし、令和7年度以降分の改定につきましては、令和7年4月1日から施行いたします。

○池田財政課長 恐れ入りますが、資料49ページまでお戻りいただければと思います。

議案第21号「当せん金付証票の発売について」であります。

これは、1の提案理由にありますとおり、令和7年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき、議会の議決に付するものでございます。

2にございますとおり、発売金額は100億円以内と設定させていただきたいと思っております。これは、3に記載しております今年度の100億円以内と同額でございます。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等について質疑はございませんか。

○黒岩委員 議案第1号の台風10号の復旧事業関係なんですけれども、まだ査定が終わってなくて、残っている部分はあるのでしょうか。これで査定は全部終わりということで理解してよろしいのでしょうか。

○池田財政課長 査定はこれで全て終了しております。

○山口副委員長 当せん金付証票の発売についてなんです、実績として100億円のうち幾ら売れているんですか。

○池田財政課長 令和5年度でございますけれども、発売額100億円以内のところ、発売額自体は83億円でありました。そのうちの売上実績としては約76億円でございます。進捗率で申し上げますと76%程度売上実績がございます。

○山口副委員長 参考として示されたのが議決額で、実績ベースでこれだけだから100億円にしますよとかだったら何となく分かるんですけれども、去年も同じ額で議決していることは、議決根拠にはならないかなと個人的には思っています。

ただ、今お話を伺うと80億円ぐらい売り出しているということなので、多少増減があったりしたら100億円ぐらいは必要なのかなとは思っています。今後、同じような議案のときは、実績も載せていただけると、判断材料としてありがたいので、ぜひよろしくお願いします。

別件なんです、宮崎県東京ビルについてです。建物の取得の議案が来年の2月に上がってくる予定だと思うんですが、建物の取得金額というのが一定程度確定するのはいつになるんですか。一応物価上昇はまだ見なきゃいけないのかとか、そのあたりの議案との関係性が少しよく分からなかったもので、教えていただけますか。

○徳松財産総合管理課長 確定といいますか、契約額は26億300万円余となります。

○山口副委員長 確認ですが、もう工事とかしていますけれども、これ以上、建物については金額が上がることはないことを想定した上で、おっしゃっているということですか。

○徳松財産総合管理課長 今から建築工事が2年ありますので、今の物価上昇の状況を考えますと、事業者からの増額の相談や提示というのは、あり得ると思っております。

○山口副委員長 来年上がってくる予定の財産取得議案というのは、この金額でこの東京ビルの県施設部分を取得しますという財産議案ではないのですか。その金額も全然ぶれる可能性があるけれども、取得をしてもいいのでしょうかという議案になるのでしょうか。スケジュールに書いてある財産取得議案について理解ができてなくて、教えていただけると助かります。

○徳松財産総合管理課長 議案として、この26億円余の額で買いますということで上げさせていただいて、その後、増額の相談があった場合には、協議に応じて変更があり得るということになります。

○山口副委員長 その議案でいろいろ議論があれば、そのときにすればいいかなと思いますので、承知しました。

あと、「災害支援物資拠点施設整備事業」について教えていただきたいんですが、結果的に、もともとの予定よりも9か月ほど遅れてという形になってくると思います。この要因について、もう少し詳しく教えていただけませんか。

私がざっと調べたところなので、間違っていたら申し訳ないんですが、当初発注した段階だと、建物全体の基本設計と施設の実施設計、それと舗装とかは別途発注することになっていた

と思うんですが、建物の基本設計自体の発注要項としては、令和6年の12月末に完成できるように基本設計もしなさいというのが、要項上、出てきていたと思います。それにもかかわらず、こういう結果になってしまったところは、要因としてよく分からないなというのが一点。

地質調査についても、施設全体の基本設計が終わった後に地質調査を行い、そして、その結果を受けて、施設については実施設計を行って、建物の施工になりますというのが、要項上出ていたんですけれども、その流れを正とするならば、地質調査自体はもっと早く終わっているんじゃないかと思いました。建物本体施工が令和6年5月なので、その時点では実施設計も終わっているはずですから、地質調査はもっと前の段階で終わっていて——3月で終わっているんですけれども、舗装とか外構の詳細設計には、もう少し早い段階で入れたのではないだろうかという疑念を持っています。そのあたりのスケジュールの実態について、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○中尾危機管理局長 当初の予定では、基本設計を基に、今年度中に舗装・外構工事を行う予定でございましたけれども、地質調査や基本設計の中で、雨水の流量計算を行った結果、地盤が軟弱であることとか、雨水の排水対策を行う必要があるということが、令和6年6月時点で判明したところであります。

県土整備部の技術企画課や営繕課へ相談したところ、構内舗装・外構工事については、新たに詳細設計を行った上でないと工事設計の金額が出せないということから、今回、詳細設計を行うことになったところでございます。

その関係で、スケジュールが後ろ倒しになったというところであり、新たな要素としては、

申し上げたとおり、地質調査、基本設計の中の雨水排水量調査で新たな工事が必要になったというところが大きな要因でございます。

○山口副委員長 要求水準書を見ながら聞いているんですけども、要求水準書に書いてある流れでいくと、基本設計が終わったら、設計図書を提出して県に承認を得ることになります。その基本設計による配置計画の決定後、発注とは別に地質調査を実施します。地質調査が終わった後に、実施設計を行って進めていきますという流れみたいなんです。

さらに言うと、要求水準書上だと、外構と舗装の詳細設計についても、もともとやる予定になっていると読めます。別業務として発注しますよと書いてありますので、もともと詳細設計とかをやらない予定だったというところが、少し理解が追いついていないところです。

というのは、要求水準書の発注の概要の中に留意事項というのがありまして、「屋外舗装・外構は基本設計のみ行い、実施設計及び施工は行わないが、令和6年度末までの完成が可能なよう基本設計を行うこと（当該実施設計及び施工は別途発注する）」とございます。

だから、要求水準書上を見る限り、もともと実施設計とかはやる予定として想定されていて、発注業務が行われていると認識しています。新たに必要になったんでということではないんじゃないかなと思うんですが、もともと基本設計上も、令和6年度末までに終わるようにしてくださいという要求水準を出しているのであれば、それに合わせて基本設計もやらないといけないのかなと。実施設計とかもやる前提の下で基本設計もやるのかなと思います。勘違いがあったら修正いただければと思います。

○中尾危機管理局長 確かに、屋外舗装・外構

については基本設計のみを行い、実施設計及び施工は行わないと、令和6年末の完成が可能となるよう基本設計を行うことという形で、要求水準書には入れているところであります。当該実施設計及び施工は別途発注するということで書いてはおりますけれども、営繕課等と話し合う中では、基本的に、基本設計後に実施設計を行わずにそのまま施工に入れるという形で整理しておりましたので、その点については、本来は予定していなかったというところがございます。

○山口副委員長 ということは、もともとの想定では、外構とかについては実施設計はやらないスケジュールの下で、この事業そのものを組んでいたということなんですね。

○中尾危機管理局長 当初は、その実施設計は行わないという形で考えていたところがございます。

○山口副委員長 一般論としてお聞きしたいんですが、外構はそんなにですけども、建物で屋根とかを造らなきゃいけない場合に、実施設計なしでいくというのは通例なんでしょうか。簡易的だから、ほかの工事とかでもよくやることということでもいいんですかね。

○中尾危機管理局長 確かに、屋根つき荷さばき場につきましては、構造の特殊性とかありますので、建築確認を申請をする上で、実施設計が必要であるところであります。こちらにつきましては、当初予算を計上するときに、建物についての実施設計が漏れていたというところが実際のところでございます。

技術部門と相談する限りでは、外構・舗装につきましては、基本設計を終えた段階で、実施設計はせずに施工ができるということで考えておりましたので、その点については、実施設計

をするということは予定しておりませんでした。先ほど申し上げたとおり、新たな地質調査や基本設計を行う中で、地盤の表層改良工事であるとか、雨水排水対策が必要になったということで、実施設計が必要になったと整理しております。

○山口副委員長 今回、本当は入れなくちゃいけない実施設計の部分が漏れていたの、新たに追加しましたというところは理解したところであるんですが、それが漏れたことによって後ろ倒しになったんですか。実施設計をしなくちゃいけなかったけれども、当初予算にないと気づいたのは、最近と言ったらあれですけども、12月まで気づかなかったんですか。

○中尾危機管理局長 基本設計や地質調査とすることで、舗装工事については実施設計が必要だということ、改めて建物についても実施設計が必要だったというところが、6月になって分かったところであります。それにつきましては、必要な見積り等を行った関係で、9月補正予算に間に合わなかったということで、11月補正予算で計上させていただいたところであります。

○黒岩委員 先ほど吉村部長から、経済対策のソフト部分の話が出ましたけれども、国が臨時国会の中で経済対策を出そうとしていて、この中に3万円の給付等も入っています。仮に年内の国会で可決された場合に、本県としては、2月定例会でいくのか、もしくは専決でいくのか、そのあたりは何か想定があるんでしょうか。

○池田財政課長 補正予算の内容について、実施要綱等が国から示され始めている段階なので、まだ詳細が明らかになっているわけではありませんけれども、3万円給付の件につきまして、例年と同じスキームであれば、市町村に国から直接お金が行く——国から市町村への重点交付

金の中で対応すべしということになっております。そのような前例踏襲であれば県が入ることはありませんので、現時点では、本県として特段急ぐ必要はないと思っております。

ただ、昨今の状況や国の補正予算の趣旨も踏まえまして、急ぎやる必要があるもの等があるかと思しますので、そのあたりは2月議会に向けて、しかるべきタイミングでしっかり打ち込めるように、各部局と一緒に検討を始めているところでございます。

○山口副委員長 もう一回伺いますが、基本設計がいつ終わったのかというのを教えてもらえますか。

○中尾危機管理局長 基本設計が完成したのは、令和6年6月でございます。

○山口副委員長 施設の実施設計が終わったのはいつですか。

○中尾危機管理局長 建物本体の実施設計につきましては、令和6年4月に完了しているところでございます。

○山口副委員長 要求水準書だと、基本設計の後に地質調査をして、実施設計をスタートするという形になっているように見受けられます。今のお話だと、基本設計が終わったのは令和6年6月で、建物の実施設計が終わったのが令和6年4月ということで、よく分からないんですけども、御説明をお願いします。

○中尾危機管理局長 ここに書いてあります基本設計につきましては、施設全体の基本設計となります。建物プラスその舗装・外構・屋根つき荷さばき場も含めた全体の基本設計が6月に完成したというものでございます。建物につきましては、設計施工という形で、設計につきましては令和6年4月に出来上がったというところでございます。

○山口副委員長 基本設計による配置計画というのはいつ決まったんですか。

○中尾危機管理局長 時期につきましては明確ではないんですけれども、令和6年2月頃までに配置計画が大体決まって、最終的に固まったのが施設全体基本設計の令和6年6月ということになります。

○山口副委員長 整理をしたいんですけれども、この委託している業務というのは、施設全体の基本設計、それと建物部分については実施設計及び施工という形だと理解しています。

今のお話でいくと、基本設計というのが、施設全体の基本設計と建物のみの基本設計が業務としてそれぞれあって、建物のほうの基本設計は早めに終わって、速やかに地質調査から実施設計にいったいて、早く進んでいますよと。ただ一方で、施設全体の基本設計というのは令和6年6月ぐらいまでかかっていて、そしてさらに、地質調査云々が出てきてというような流れに聞こえるんですけれども、発注業務自体は、基本設計業務は施設全体も含めての一本じゃないかなと思っていて、基本設計そのものが終わらないと、実施設計に入っちゃいけないんじゃないかと思うんです。

要求水準書を見ると、基本設計全体が終わって、地質調査業務をして、初めて委託されている建物だけの実施設計に移行するという流れになっています。私の理解が間違っていれば教えてほしいんですけれども、今の業務の流れと少し違うような気がしています。

○中尾危機管理局長 施設全体の契約については、施設全体の基本設計とそれから建物本体の実施設計施工という形でございます。基本設計は、最終的に令和6年6月に固まっておりますけれども、建物に影響しない部分につきましては

は、先行して建物本体の施工を令和6年5月からやったというような形になっております。施設全体基本設計の中で、雨水排水調査とか、建物配置以外のものも含まれていますので、そういうのが最終的に固まったというのが、令和6年6月ということになります。

○山口副委員長 実際遅れてしまうのはしょうがないと思いますし、そこについては納得するんですけれども、もともと発注した水準と違いが出てくるのであれば、受託者側の瑕疵がないかどうかも含めて考えなくてはいけないことだと思います。

また、災害がいつ起きるか分からない中で、大事な災害支援拠点の整備が9か月遅れた要因については、発注業務上の間違いはなかったのかということ、こちらにできることはなかったのかということ、しっかり振り返っていただきたい。別の発注が同じように後ろになりましたみたいなことが、当たり前になってしまったら困ると思っているので、大きな責任があるとは思っていませんが、発注業務の流れの中でも、何かしらの要因分析というのは、しっかり分析していただきたいと思います。その点をぜひ振り返っていただいて、ぜひ分析していただきたいと思います。これ以上は言いませんけれども、よろしくお願いします。

○中尾危機管理局長 今回の設計等のやり方等につきましては、基本的にプロポーザルと発注の受注機会を広げるために、舗装工事と分けて発注ということでしたんですけれども、今回のやり方や経済効果等については、改めて検証していきたいと思っております。

○丸山委員 議案第33号の内容自体はこれだいいと思っているんですけれども、最近、ホテルの代金とかが物すごく上がっていて、旅費が今

の条例では十分対応しきれなくなりつつあるんじゃないかということが気になっています。我々だけではなく、職員もそうではないのかなと思っています。

このあたりの条例改正は、本年度内に新たに改正するような必要があるのか、内容が分からないので教えていただくとありがたいです。

○那須人事課長 旅費に関する問題ですけれども、国のほうで旅費法の改正等がありまして、宿泊料等につきましては、今の旅費全体が、おおむね実費支給で動いているような状況ではあります。ただ、国のほうが、令和6年11月29日まで、所要の部分でパブリックコメントをやっておりまして、今後、それを踏まえて具体的な運用等が示される予定となっておりますので、改正等については、そういったところを踏まえて適切な形で検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員 最近、曜日によって物すごく激しく変動していて、そのあたりの規制もなかなかしづらいと聞いております。「えっ」というぐらいの旅費の追給があることもあります。全国的なことだと思っていますので、今後、このあたりの考え方といいますか、全体として基本はこうなんだよというのがあれば、議論を深めていただくようお願いしたいと思っています。

○川添委員長 資料14ページの県有施設災害復旧費の経費なんですけど、台風第10号による補正ということで、運動公園とかそういった施設という説明だったんですけども、実際、具体的にどれぐらいの被害というか、どういったところに被害あったのでしょうか。また、近隣で竜巻が発生しておりますが、竜巻とかの被害もあったのか、もし分かれば教えてください。

○徳松財産総管理課長 台風第10号の接近に

伴う被害の状況でございます。被害額の大きいところから申しますと、県総合運動公園で野球場のボールが曲がったとか、外野フェンスが壊れた、ひなた木の花ドームのドームテントが破れたとか、窓ガラスの破損等が積み重なって約1,900万円であり、こういった復旧費の見込みとなっております。

このほかでは、総合農業試験場の本場で、ハウスのガラスが割れたとか、ハウスの巻き上げのパイプが破損するとか、温室の冷凍機の故障といった空調設備の故障、こういったものが積み重なっておよそ1,000万円の復旧費見込みとなっております。

次に大きいところでは、工業技術センターになりますが、実験棟のガラス破損、飛んできたものによる外壁の損傷、建物の外側にある配管等の変形とか屋根材の飛散、こういったもので600万円程度となっております。

委員長が言われました竜巻が直接かどうかについては、手元の資料でははっきり申せません。

○川添委員長 続いて、資料47ページの公益信託制度についてです。私も少し勉強不足なんですけれども、これは、個人や法人の委託者の方々が寄附をしていただいて、信託銀行が管理をし、公益的な活動に振り分けたりするのですが、そういった差配や監督を県がするという形——信託銀行を県が認可して、資金の使い方とかを県が監督していくということなののでしょうか。詳しく御説明できればお願いいたします。

○今村総務課長 公益信託制度については、総務課のほうで制度をあずかることとなりますので、こちらでお答えしたいと思います。

この公益信託制度は、公益活動に自分の財産を使ってほしいという委託者が、現状は信託銀行に委託をしまして、その信託銀行が差配する

ことになっております。新たに制度が変わりまして、例えば、県内にも89あるんですけれども、公益法人やNPO団体等といったところが、現在、この信託銀行が差配しているところをできるようにするということです。

県は何をするかといいますと、この信託制度の差配をするNPO団体や公益財団などが、しっかりやれる力があるのかとか、そのあたりをしっかりと見て監督して、認可をすることになります。専門性もありますので、県のほうで、公益法人を許可するときに意見を聞く審議会を持っているんですが、こちらの審議会のほうにその業務をお願いしまして、そこの意見を聞きながら、県のほうで認可していくことになります。県が直接差配をするということではございません。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○蛭原税務課長 資料54ページを御覧ください。

「宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等」につきまして、御説明いたします。

今議会の環境農林水産常任委員会におきまして、環境森林部局より、産業廃棄物税の今後の方針等について報告がなされておりますことから、税条例を所管しております当課におきましても、併せて御報告させていただくものであります。

まず、1、税の目的と税制継続の検討についてであります。6月の常任委員会での御説明と繰り返しになりますので簡潔に申し上げますが、産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向け、平成17年4月から九州一斉に導入した法定外目

的税であります。

また、条例におきまして、施行後5年を目途に税制継続の検討を行うこととしており、前回の検討から5年が経過しておりますことから、今回も同様に検討を行ったものでございます。

次に、2、検討結果についてであります。

資料55ページを御覧ください。

環境農林水産常任委員会の報告資料の一部を抜粋したものでございます。4、税導入後の効果等のところになります。

(1) 産業廃棄物の処理状況についてであります。平成17年度の税導入後、右表の棒グラフの高さになりますけれども、産業廃棄物の排出量は徐々に増加傾向にございます。一方、グラフの中のグレーの折れ線になりますけれども、最終処分率はおおむね減少傾向にあります。それから、表の緑の折れ線グラフになりますが、再生利用率はおおむね上昇傾向にある状況です。

次に、56ページを御覧ください。

(2) 不法投棄の件数についてであります。平成19年度をピークに年々減少し、令和3年からは年間10件を下回る状況となっております。

続いて、57ページを御覧ください。

(3) 排出事業者の意識についてであります。令和5年度に行った意識調査の結果についてまとめたものでございます。8割以上の事業者において排出抑制等の取組が行われ、産業廃棄物制度が広く周知されているものと考えられます。

以上のことから、産業廃棄物の再生利用や適正処理等がおおむね順調に進んでおり、一定の成果が見られるということでございます。

資料54ページにお戻りください。

したがいまして、2、検討結果であります。一定の成果は見られるものの、引き続き取組を

行っていく必要があること、九州各県においても現行税制を維持する方向であること、また、宮崎県産業資源循環協会から税制維持に関して理解が得られたことから、引き続き産業廃棄物税を継続することとしたいと考えております。

最後に、3、今後のスケジュールについてありますが、今議会における報告結果を受けまして、次の2月議会に条例改正案を提案させていただきたいと考えております。

○川添委員長 税務課から、「宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について」の報告がありました。

質疑があればお願いいたします。

○黒岩委員 不勉強で申し訳ないんですけども、この納税義務者と、税率といいますか税額を教えてください。

○蛭原税務課長 納税義務者は排出事業者になっております。税額は2種類ございまして、焼却施設に持ち込む場合は、1トン当たり800円、それから、最終処分施設に持ち込む場合は、1トン当たり1,000円となっております。

○黒岩委員 排出事業者といいますのは、例えば、飲食店であったりそういうところなのか、それを回収して回る業者なのか、どちらなのでしょう。

○蛭原税務課長 今の委員の事例でいきますと、飲食店のほうになります。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは以上をもちまして、総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時59分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、局長の概要説明を求めます。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 1件、御報告させていただきます。

令和9年に本県で開催いたします第26回全国障害者スポーツ大会の会期につきまして、令和6年11月29日にスポーツ庁及び日本パラスポーツ協会から連絡がありまして、令和9年10月23～25日の3日間の開催で決定したとのございます。これによりまして、国民スポーツ大会と併せまして、両大会の会期が正式に決定したところでございますので、今後は競技日程の調整ですとか、機運醸成等、より具体的な準備を市町村や関係団体等と進めてまいりたいと考えております。

また、後ほど御説明いたしますが、ハードの整備の段階から、具体的な運営等の検討に入ることとなります。一層しっかり準備しながら進めてまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

それでは、本日御審議いただく項目等につきまして説明いたします。

常任会資料2ページを御覧ください。

目次でございまして、今回、宮崎国スポ・障スポ局からお願いしております、Ⅰ、予算議案につきましては、議案第1号及び議案第23号の一般会計補正予算2件でございまして。

次に、Ⅱ、特別議案につきましては、議案第12～14号の新宮崎県陸上競技場の主体工事1工区、2工区と電気工事に係る工事請負契約の変更に

についての3件でございます。

それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど担当次長及び課長から説明いたします。

また、Ⅲ、その他報告事項につきましては、宮崎国スポ・障スポに要する経費についての1件でございます。

こちらにつきましても、後ほど次長から説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

議案第23号、人件費に関する補正予算案の概要について御説明いたします。

今回の補正額は、予算総括表の宮崎国スポ・障スポ局の合計欄にあるように1,352万6,000円の増額をお願いしております。その結果、一番右端の補正後の額は208億5,873万2,000円となります。

今回の補正は、今般の給与改定に伴う人件費の増額補正でございます。

○川添委員長 次に議案についての説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 私のほうから、給与改定に伴う人件費の補正及び繰越明許費補正、債務負担行為補正について、局全体を一括して御説明いたします。

資料3ページでございます。

先ほど局長から話がありましたとおり、人件費に係る補正ですが、表の下の合計欄にありますとおり1,352万6,000円の増額補正をお願いしております。

今回の給与改定は、人事委員会勧告等に基づくものでありまして、月例給を平均で2.81%引き上げ、また、勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げること等に伴う増額でございます。

また、競技・式典課、施設調整課の補正額はゼロとなっております。

これは、組織改正により、昨年度までの国スポ・障スポ準備課が、本年4月から総務企画課、競技・式典課、施設調整課に分かれましたが、人件費予算につきましては一括して総務企画課で計上しており、今回の補正についても同じく総務企画課で一括して計上しております。来年度以降はそれぞれの課で人件費を計上したいと考えております。

資料6ページ及び11ページに歳出予算説明資料を添付しております。後ほど御覧いただければと存じます。

続きまして、4ページを御覧ください。

2、繰越明許費補正（追加）の2事業、合計4,076万7,000円の繰越しをお願いするものであります。

まず、1つ目の「県有スポーツ施設整備事業」ですが、延岡市で整備を進めている体育館全面オープン後の交通円滑化のために行う、県体育館西側の交差点改良工事において、県体育館建設工事の資材搬入の調整により工事の時期を遅らせる必要が生じたことなどによるものであります。

その下の「競技用具等整備事業」ですが、ローイング競技——いわゆるボート競技の船の購入において、海外製の特注品のため製作や運搬に時間を要するなど、関係機関との調整に日時を要したものであります。

5ページを御覧ください。

3、債務負担行為補正（追加）の2事業、合計13億150万5,000円についてです。

まず、1つ目の「県有スポーツ施設整備事業（体育館整備事業）」についてですが、残土の処分方法や屋根の施工方法の変更等によって生じ

る工事請負費の増額に伴い、必要な予算について、令和7年度までの債務負担行為をお願いするものです。

2つ目の「県有スポーツ施設整備事業（プール整備運営事業）」についてですが、PFI事業契約に基づく物価変動等に伴うサービス購入費の増額改定に伴い、必要な予算について、令和21年度までの債務負担行為をお願いするものであります。

詳細につきましては、この後、施設調整課長が説明いたします。

○財部施設調整課長 それでは、資料7ページをお開きください。

「県有スポーツ施設整備事業（体育館整備事業）」の債務負担行為の追加について御説明いたします。

アスリートタウン延岡アリーナの整備において、残土の処分方法や屋根の施工方法の変更等により工事費が増額となるため、債務負担行為を追加するものです。

なお、建築主体工事と別途契約した設備工事との工程調整により、工期を90日間延長して令和8年3月29日までとしております。

限度額は1億5,261万9,000円、期間は令和6～7年度となります。

その内訳につきましては、当初、公共工事の現場へ搬出することとした残土について、受入先が見つからなかったことによる処分のための増額、屋根の施工について工期が遅延しないようクレーンの追加が必要になったことによる増額、建築主体工事と別途契約をした設備工事との工程調整により工期の90日間の延長が必要になったことによる増額などであります。

なお、残土の処分等については、工期に影響を及ぼすおそれがあったため、今年度に入って

から予算を超えない範囲で既に実施しているところでございます。

来年度は物価スライドと最終の設計変更がございまして、現在、詳細の精査中であり、この予算議案については2月議会で御相談させていただきます。

8ページの事業スケジュールを御覧ください。

先ほども御説明いたしました、工期が90日間延びることにより、令和7年12月に完成予定であったものが、令和8年3月に完成することとなりました。令和8年度のリハーサル大会には間に合う予定ですので、併せてお伝えいたします。

それでは、9ページをお開きください。

「県有スポーツ施設整備事業（プール整備運営事業）」の債務負担行為の追加について御説明いたします。

宮崎県プールの整備において、物価変動等により事業費が増額となるため、債務負担行為を追加するものです。

限度額は11億4,888万6,000円、期間は令和6～21年度となります。

その内訳につきましては、建築工事における物価スライドによる増額が3億2,584万9,000円、PFI事業者が金融機関から資金調査する際の金利を令和3年3月の値としていたものを、施設の引渡しを受ける12月の金利とすること等による増額が4億7,265万1,000円、施設の指定管理が開始される令和7年度から終了する令和21年度までの事業者の人件費や、施設の光熱費の物価変動に対応するための増額が3億5,038万6,000円であり、これらの変更は契約に基づくものとなります。

10ページをお開きください。

事業スケジュールにありますように、プール

は今年の12月に完成し、開始準備期間を経て令和7年4月から運営を開始することとなっております。

続きまして、12ページをお開きください。

陸上競技場が12月に竣工を迎えるに当たり、インフレスライドや設計変更の精査を行った結果、令和6年度当初予算の範囲内で最終的な契約額が固まりましたので、3つの契約の変更を行うものであります。

まずは、メインスタンド部分の建築工事である1工区についてですが、2の(2)契約金額の変更後にありますように7億6,482万6,354円増額し88億562万9,269円となります。

3の変更理由にありますように、インフレスライドに伴う増額が6億1,965万5,907円、計測機器等配線工事の追加や残土処分方法の変更等、設計変更に伴う増額が1億4,517万447円となります。

13ページをお開きください。

バックスタンド部分の建築工事である2工区についてであります。

2の(2)契約金額の変更後にありますように1億8,683万8,397円増額し20億2,536万8,211円となります。

3の変更理由にありますように、インフレスライドに伴う増額が1億7,623万1,367円、観客席段鼻の塗装、排水溝際れんがの固定等、設計変更に伴う増額が1,060万7,030円となります。

最後に、電気工事についてであります。

14ページをお開きください。

2の(2)契約金額の変更後にありますように2億356万4,318円増額し15億2,356万4,318円となります。

3の変更理由にありますように、インフレスライドに伴う増額が1億3,103万1,176円、ケー

ブルブラックカバーの歩行による断線防止加工、測定機器に合わせた配線・盤の変更等、設計変更に伴う増額が7,253万3,142円となります。

○川添委員長 それでは、議案等について質疑はございますか。

○山口副委員長 まず、県営体育館の整備事業についてなんですけれども、予算の流用を行って対応したという話があったかと思いますが、その金額と、そういう形になった理由を教えてください。

○財部施設調整課長 予算の流用を行った残土処分の運搬処分費用が6,585万円、また地中障害物の処分費用が838万円、また、延岡市からの建築指導により設置する防火壁追加が2,300万円でございます。これらの工事につきましては、今年度に入ってから実施しております。

まず、一番金額が大きかった残土処分なんです。残土処分について協議する場である、自治体が参加している地域の協議会がございまして、その協議会に打診をしまして、ぎりぎりまで残土の処分について使える現場がないのかというところで協議をしたんですけれども、結果なくて、処分しないと工事そのものが遅れてしまうということで、処分費用が発生したものでございます。

地中障害物の処分についても同様でございまして、これをしないとなかなか工事が進んでいかないということとして、お認めいただいている予算の範囲内で着手したというところでございます。

防火壁の追加についてであります。サブアリーナが令和5年8月にオープンしておりますが、ここにはもともと延岡市の市民体育館が建っていて、延岡市民にも使えるようにというようなこともあり、このような整理になっておるとこ

ろなんですけれども、防火上、建築部門の指導で、今回メインアリーナを造るに当たりまして、防火壁を設置しないと安全性がなかなか保てないということがございまして、これについても施工したというような経緯がございます。

○山口副委員長 予算の流用を認められている範囲内で行っていただくのはいいと思うんですけれども、結果的に今回は追加予算という形で上がってきています。結局、使っちゃってますのでよろしくお願いしますというのが今の現状だと思いますので、そのあたり今後は少し配慮をいただけるとありがたいと思います。

続いて、体育館のメインアリーナ工事ですが、工事会社といつ契約をしたんですか。

○財部施設調整課長 令和3年9月に契約しております。

○山口副委員長 今回、工法変更による工期の延長があったと思います。もともと非常に難しい工事だということで、モックアップか何かを作る形であったということも聞いていますし、サブアリーナを造る際にも非常に苦労されたという話もあったかと思いますが、結果的には工法の変更とかクレーンの追加というのが、ぎりぎりの判断になっているような印象を持っています。

令和3年から動き始めていて、モックアップの検討時期は適切だったのか。また、サブアリーナを受けて本当にメインアリーナはこのままでいいのかという検討がその時点でできなかったのかというところは、どうしても気になるころであります。そのあたりも含めて、今回のクレーン追加ということの妥当性の判断をもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○財部施設調整課長 令和5年8月にサブアリーナが完成したところでございますが、その際

もモックアップを作っているんですけれども、規模は小さくなりますけれども同じような木造トラス工法を採用しているサブアリーナの組み立て時のデータ等を基に、クレーン追加の検討そのものは、令和5年8月に開始したと営繕課からは聞いておるところです。

その後、2月頃にカットモデルによる接合部の施工の検討、5～7月に全体工程の検討、9月に実物大モックアップによる施工方法の最終的な検証を行いまして、最終的にクレーン1台では施工が極めて困難であるという確認をしたと聞いております。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 資料15ページを御覧ください。

その他報告事項の「宮崎国スポ・障スポに要する経費について」でございます。

令和9年に本県で開催する国スポ・障スポに向け、現在、大会競技会場の整備や大会に向けた広報活動等を進めておりますが、現時点での、おおよその見込みについて御説明をさせていただくものであります。

まず、大会競技会場の整備等に要する経費についてです。

大会競技会場の整備等につきましては、県有施設の整備をはじめ、会場となる市町村の施設整備支援を順次進めているところであり、今後の物価高騰等の見込みも含め、現時点での経費は表に記載のとおりであります。

金額の左側の令和元年11月時点というのは、

当時、常任委員会で御説明をさせていただいた数字でございます。現時点と比較する意味でも掲載しているところでございます。

まず、1つ目の県有主要3施設につきましては、令和元年11月時点で、当時の他県の同規模類似施設を参考に、最大約423億円を見込んでおりましたが、現時点での見込額は約453億円となり、約30億円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に物価高騰等によるものであります。

なお、この額は、先日、本会議一般質問で局長が答弁しました経費に加え、今後のおおよその見込額まで含めた、全体の規模感をお示しているところでございます。

次の3施設以外の県有施設につきましては、令和元年時点で最大約70億円を見込んでおりましたが、現時点での見込額は約82億円となり、約12億円の増額となっております。

主な増額の要因としましては、県総合運動公園庭球場の改修について、当初、国スポに向けてコート面の改修等を行う予定としていたものを、国際大会や合宿の拠点として活用可能な施設へ改修を行うこととしたことなどによるものであります。

次の市町村競技施設整備支援につきましては、令和元年時点で先催県の実績等を踏まえ、約20億円としておりましたが、現時点での見込額は、約46億円となり、約26億円の増額となっております。

主な増額の要因としましては、可能な限り県内開催及び県内全域での開催とすることによる市町村施設整備費の増加や、物価高騰等によるものであります。

表の一番下の合計の欄ですが、大会競技会場の整備等の総額としまして、現時点で約581億円

を見込んでおります。

16ページを御覧ください。

大会運営等に要する経費についてであります。

大会運営等に要する経費につきましては、これまでの支出額や直近の開催県の実績等から試算した額となっております。今後の物価高騰、人件費上昇等の見込額は含めておりません。

表の1つ目、国民スポーツ大会運営につきましては、令和元年11月時点で約70～90億円を見込んでおりましたが、現時点で約80億円と見込んでおります。

次の全国障害者スポーツ大会につきましては、令和元年時点で約20～30億円を見込んでおりましたが、現時点では約23億円と見込んでおります。

競技力向上対策につきましては、令和元年時点で約40～50億円を見込んでおりましたが、現時点では約36億円を見込んでおります。

合計で、大会運営等に要する現時点での経費見込みとしては、約139億円となります。

大会運営等につきましては、令和9年の大会に向けてまだ未確定の部分も多くあり、今後、各会場地市町村等と連携し、競技会の運営に要する詳細な経費等の積算や、より効率的・効果的な広報活動等の検討を行うとともに、物価高騰等を考慮しながら大会運営全体の経費を検討していくこととしております。

最後に、開催年度までの主なスケジュールです。

来年度にかけて、施設整備が順次進んでまいります。令和8年度からリハーサル大会を、そして令和9年度に両大会が開催されることとなります。

○川添委員長 その他報告事項の説明が終わりました。

質疑等ございませんでしょうか。

○岩切委員 最後のページで、競技力向上対策に約36億円ということで、当初見通しよりも低くなっているんですけども、何か予定していたものより厳しい条件が出てきたとかいうようなことがあって減額を想定しているんでしょうか。

○横山競技力向上推進課長 この表の令和元年11月時点の数値につきましては、先催県の実績等を基に算出したものでありますが、宮崎県競技力向上基本計画に基づいて天皇杯獲得を目指した強化策を整理し、必要な経費を算出した結果、現時点で約36億円となる見込みとなっております。

今年、残念ながら順位を落とす結果となりましたが、各競技団体等と今後の強化策をしっかり練り直しながら、効果的な事業を行い、天皇杯獲得を目指していこうと考えております。

○岩切委員 今日は細かいところまでは伺いませんけれども、何年も前に組み立てた計画が安くで済みそうだというのは、目的のレベルを下げるとかがない限りないんじゃないかなとか、人材を確保できない見通し等が明確になっているとかかなと想像したところですよ。

そういうことではなく適格な積算をしたんだということですが、競技力が向上せず順位を下げたというか、そういう実績になってきている状況の中ですので、終了した時点でほら見ろというような話になってもしょうがないなというふうに思うんですけども、そのあたりは十分対策はできるということで、予測より落とした見通しを持っていらっしゃるという理解でよろしいですか。

○横山競技力向上推進課長 今年行われました「SAGA2024国スポ」の反省については、競

技力向上推進課でもスポーツ協会とともに、各競技団体へのヒアリング等を今後行いながら、各事業の見通しをもう一回精査することによって、目標達成のために事業を進めてまいりたいと考えております。

○岩切委員 お金の問題ではないかもしれないけれども、やはり当初予測したものから下げたとか、節約したとか、あまりポジティブな方向性じゃない中で減額されてきているのかなという印象はあるんです。令和元年は随分前ですので、その時点で推考したものまではいかなくてもできそうということであればいいですけども、2～3年後、結果的に効果が出ませんでしたということになっては悲慘なことだなと思うんです。

もちろん順位にこだわる立場ではないんですけども、皆さんが期待しているところを抑制して、我慢していただいてこういう数字になるんですよということではあってはならないなと思っておりますが、大丈夫ですか。

○横山競技力向上推進課長 決して我慢しているとか、抑制しているということではありませんので、大丈夫になるように精いっぱい頑張りたいと思います。

○黒岩委員 資料16ページにいろんな経費が出ているんですが、例えば、入場料であるとか、広告料であるとか、そういった収入については何か想定されていらっしゃるんでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 黒岩委員が言われたとおり、例えば、国スポの入場料につきましては、先催県の例を見ますと、開会式と特別競技の高校野球——硬式野球の入場料を取っているというような状況もございます。総合開会式・閉会式は私どもで検討しますが、そういう入場料収入等も、今後、競技団体

等と検討したいと思います。

あと、企業協賛制度、企業版ふるさと納税、募金活動等も進めているところでございますので、そういう財源確保についても一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

○黒岩委員 例えば、バレーボール競技については、それを主催するバレーボール協会とか、そういったところが金額設定して、収入もそこが取るという理解でいいのでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 恐らく、私が知っている限りは、バレーボール競技で入場料を取ったという事例はございません。総合開会式・*閉会式とあと、先ほど言いました高校野球だけで、今回の佐賀大会もそのように聞いております。だからほかの競技で入場料を取っていくのかどうかというのは、今後も検討はしていかないといけないとは思っておりますけれども、今の時点ではそういうような状況だということでございます。

○黒岩委員 開会式なんかは見たい人が多いと思うんですね。ですから、その金額設定の仕方とか、いつ頃から売り出すとか、そういったものについては、具体的になってきたら、また教えていただきたいと思います。

○丸山委員 資料15ページの費用が増額しますということなんですけれども、3施設で約30億円増額するということは、これまで約23億円ぐらい増額しているんです。ということは、体育館が7億円近くやっぱり物価スライドでくるといふ試算が出ていっていると思ういいのでしょうか。

○財部施設調整課長 県有主要3施設のこのプラス約30億円の内訳ということでよろしいでしょうか。

当初の見込みに比べてということなんです、陸上競技場につきましては、当初、県で全てを

造る予定にしていたこともあって、実は見込み額が減っており、マイナス13億円です。そして体育館につきましては、今回御報告しました見込みも合わせて、物価スライドとあと設計の変更でプラス23億円。そしてプールにつきましても、プラスで20億円。これらを計算した結果、見込みが30億円増というのが、主要3施設の内訳になります。

○丸山委員 あと、県有3施設以外の12億円プラスというのは、テニスとか含めて、今からまた物価スライドを含めた影響が出てくると理解すればよろしいのでしょうか。

○財部施設調整課長 3施設以外の県有施設というのは、どういったものがあるかというのを御説明いたしますと、まず、委員がおっしゃった庭球場です。次に、得点板の変更をしているラグビー場。さらに、教育委員会のほうで取り組んでおります自転車競技場。そして、バスケットボール会場になります日向高校の体育館の改修を行う予定としております。

この4施設のほか、練習施設というものもございます。練習施設は、宮崎市住吉の体操場、宮崎工業高校の水球場、延岡星雲高校の相撲場など、18施設を整備しているところでございます。

○丸山委員 市町村のほうで約20億円から約46億円と26億円ほど上がっているんですが、具体的にはどういうものが仮設とかで上がるのかという大体的見込みが既にあるということだと思うので、説明していただきたいと思います。

○財部施設調整課長 市町村の想定費用については、約46億円ということで御報告をさしあげたところでございますが、本県はできるだけ県内で競技を実施するという方針の下やっている

※58ページに訂正発言あり

こともございます。一番最初の20億円は、まだどこでやるかも決まっていないうちに立てた見込みでございまして、先催県の状況を参考に、20億円ほどかということで御報告をさしあげたものです。

現在は、どこで競技をするのかということも定まった上で、毎年、各市町村とヒアリングを行って、どのようなものを造りたいのかというようなお話を聞きながら進めているところでございますが、それらを積み上げた結果が約46億円です。ただ、市町村によって内容がきちんと詰まっているところもあれば、まだ本当につかみの段階のところもございまして、そういったところも含めての約46億円だということは御理解いただきたいと思います。

その上で、どういったものがあるかという御質問だったんですけれども、例えば、綾町では馬術競技を行います。そこには競馬場がありますが、周りのライン系の馬場はあるんですが、中のほうに障害物等の競技ができる競技場は今から造らないといけません。

また、今取り組んでいる最中ですが、都農町にホッケー場を造ることにしておりますし、小林市須木村の小野湖にカヌーとローイングの競技場を造るということもございます。大きなものとしてはこういったものがございます。

○丸山委員 今後気になるのは維持費です。新しい体育館ができたり、陸上競技場ができたりします。プールはPFIなんですけれども、その後の維持費を含めて、陸上競技場が木花に残っていたりしますので、これらの維持費が今後どうなっていくのかということのも今回早く試算を出してほしいと思います。実際あるのか、今後どうなっていくのかということのも含めて、試算があれば教えていただきたいし、大体いつぐらいか

ら維持費が毎年どれくらいかかるのかも教えていただきたい。

都城市なり延岡市と指定管理の話があると聞いていますけれども、2つ陸上競技場を持っているようなイメージを持ってしまうものですから、今後の維持費がどのように必要となるのかに分かれればと思っております。

○財部施設調整課長 手元に維持費の試算というものがございませんが、考え方としては、都城市の陸上競技場につきましては、主の競技場と投てき練習場につきましては、県で造ります。指定管理も県のほうで行う予定です。スポーツ振興課が担当して行う予定となっております。そして施設の半分といいますか、その公園の中に補助競技場と多目的広場というのがございしますが、そちらについては都城市で指定管理をしていくというような考え方になっております。

延岡市については、県の体育館ということで造りますので、県のほうで指定管理を行っていくというような考え方でございます。

そして、プールに関しては、委員も先ほどおっしゃいましたけれども、PFI事業ということで民間のノウハウを使って入場料も取ってやっていくわけでありまして。一定以上の入場料が収入としてあった場合は、その指定管理料も少し減額されるといったようなことで、県の負担軽減につながるような仕組みになっているところでございます。

○丸山委員 できるだけ早く維持管理費も含めて御提示していただきたいのと、やはりこれだけの施設を造ることを決めていますので、人口減少していても、全ての施設が有効に利用されることにならないといけません。特にプールなんかは人口減少して利用率がどれだけなのか、陸上競技場は2つありますので、どうやってし

ていくのかなとか、非常に大きな課題もあってくるんだろうと思っています。

宮崎国スポ・障スポ局がレガシーとして造るわけですので、教育委員会に任せっきりでなくて、しっかりこのレガシーを生かし切ることでもやっていただきたいなと思っています。どのような方向で協議が進んでいると思っていますでしょうか。

○財部施設調整課長 商工観光労働部のスポーツランド推進課が連れてくるラグビーの日本代表の関係者であるとか、Ｊリーグのプロチームの関係者であるといった視察の予約が既に幾つか入っておりまして、そういったところについては丁寧に当課で対応をするようにしております。

また、打合せも随時行っておりまして、国スポで造る施設がレガシーとして残るように、スポーツランド推進課だけではなくて、教育委員会とも打合せをしているところでございます。

○丸山委員 ぜひしっかりした利用、レガシーとしてよかったとなつてほしいなと思います。これが負の遺産にならないように、しっかりとやっていただきたいと思います。

○川添委員長 ほかにございませんか。

○濱砂委員 市町村競技の施設の関係ですけれども、新富町がボート競技を行う予定だったのが辞退したとかいう話を聞きましたが、本当ですか。

○財部施設調整課長 正確には辞退というよりは、流速を測定したところ、流速が国スポの会場の基準に合わなかったということでございます。最終的な結論はそういうことでございます。

○濱砂委員 ボートはどこで実施するんですか。

○財部施設調整課長 小林市の小野湖で、ボートのローイング競技が実施されます。

○濱砂委員 ほかにそういった施設関係で、市町村間とのトラブルとか、あるいは競技内容に合わなかったとかいうようなところもあるんですか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 競技を実施する場合の基準がございまして、その基準にのっとって国の団体等が事前視察をして、そして決定していくということですが、ボート競技についてはそういうことでございました。

そして、正式決定を踏まえ、現在、競技日程等の最終的な調整をしております、そういう中でこの競技会場は少し不適切だとか、そういったことは今のところはありません。今の状況で進めているというところでございます。

実際の大会は３年後になりますので、その準備を進める際に市町村からの様々な要望とかも受けながら調整していくことになろうかと思えますけれども、現時点ではそういう形になっております。

○濱砂委員 丸山委員から話があったように、施設を造ったり、設備を整えていくのは非常にいいことなんですが、これが一過性で終わってそのままの状態で放置されるというようなことがあってはいけません。有効利用ができるよう、地域的なものも考えながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 御提言ありがとうございます。丸山委員、濱砂委員が言われたように、県の施設もですけれども、私も４月に着任してから、県内市町村をほぼ訪問させていただきましたが、市町村でも立派な施設の改修等をしていただいています。もともと宮崎国スポの目的の一つとして、スポーツランドみやざきの第２次の発展を目指すというところがございまして、私のほうからも、商工観光労働

部や教育委員会と連携しながら、国スポ以外の目的でもしっかり活用されるようにやってまいりますということで申しておりますし、引き続き、市町村施設も含めて、後の活用がしっかりとできるようにということで進めておるところでございます。今後とも頑張っていきたいと思っております。

また、いろいろな費用につきましては、ハードのほうが来年度までぐらいで終わる見込みになっております。かなり正確な数字が出てきたところでございまして、報告させていただいたところでございます。

先ほど次長が申しましたように、運営に関しましては、これからいろんな基本的な計画をつくって、それをまた実施計画に移していく段階でやっておるところでございまして、先催県等の数字も踏まえておるところでございます。制作はこれからになりますし、大きな割合を占めています物価高騰とか人件費等はまだ含まれていない数字になっておるところでございます。

今、国民スポーツ大会の見直しもされるなど、いろいろな議論がされておりますので、簡素化とか、できるところはしっかり取り組んでいきたいと思っています。

歳入のほうも、県外の会議等、県人会の会議等の機会でも、寄附や協賛とかを行っております。ふるさと納税のPRもさせていただいておりますし、企業訪問も少しさせていただいておるところでございます。しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 1点だけ修正させていただきます。黒岩委員から質問がありました入場料の関係で、国民スポーツ大会の総合開・閉会式と申し上げましたけれども、先

催県は閉会式の入場料を取っておりませんでしたので、入場料を取っているのは総合開会式のみでございます。修正させていただきます。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもちまして、宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時49分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、執行部の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○米良会計管理者 それでは、会計管理局の令和6年度11月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、議案第23号の165ページ、タブレットでは171ページを御覧ください。

表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり、総額で1,432万7,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますが6億4,979万9,000円となります。

補正予算の内容は、人事委員会勧告に基づく、職員の給与改定に伴う人件費の増額であり、その主な内容につきましては、給料等の月例給が平均2.81%の引上げ、勤勉手当の支給月数が0.1月の引上げとなっております。

また、会計年度任用職員の報酬等も職員に準じて改定されることになります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田村人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の令和6年度11月補正予算について御説明いたします。

同じくお手元の歳出予算説明資料、議案第23号の201ページ、タブレット資料では207ページを御覧ください。

表の3列目の補正額の欄でございますが、総額で399万5,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算総額は1億5,680万4,000円となります。

次に、補正する事項について御説明いたします。

紙資料では203ページ、タブレット資料では209ページを御覧ください。

1段目の(事項)職員費361万4,000円の増額及びその下の(事項)事務局運営費38万1,000円の増額であります。

これらは、人事委員会勧告に基づく職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴うものであります。

改定の内容につきましては、先ほどの会計管理者の説明のとおりでございます。

○坂元監査事務局長 監査事務局の令和6年度11月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料、議案第23号の197ページ、タブレットのほうでは203ページになります。

表の左から3列目の補正額の欄でございますが、総額で318万6,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は2億888万9,000円となります。

次に、補正する事項について御説明いたしま

す。

資料の199ページ、タブレットでは205ページを御覧ください。

上から1段目、(目)委員費については、その右、(事項)委員報酬4万8,000円の増額補正であります。これは、国の特別職等の給与改定の状況等を踏まえた常勤監査委員の期末手当0.05月分の引上げによるものであります。

次に、上から2段目、(目)事務局費については、(事項)職員費276万円、(事項)運営費37万8,000円の増額補正であります。

これらは、人事委員会勧告に基づく職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴うものであります。

給与改定の内容につきましては、先ほどの会計管理者の説明のとおりであります。

○小牧事務局長 県議会事務局の令和6年度11月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の2ページ、タブレットでは8ページを御覧ください。

左から3列目の補正額の欄であります1,332万1,000円の増額をお願いしており、この結果、補正後の予算額は12億119万9,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。

紙の資料では4ページ、タブレットでは10ページを御覧ください。

まず、議会費の(事項)議員報酬であります184万4,000円の増額でございます。

これは、国の特別職の給与改定状況等を踏まえ、議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げることによるものでございます。

次に、事務局費の(事項)職員費であります672万円の増額でございます。

これは、事務局職員の給与改定でありまして、内容につきましては、先ほど説明のありました

とおりでございます。

次に、(事項)本会議運営費26万1,000円、その下の(事項)図書室運営費32万3,000円、その下の(事項)議会一般運営費391万2,000円、一番下の(事項)議会史編さん費26万1,000円、いずれも増額でございます。

これらは、本会議録調製業務嘱託員等の会計年度任用職員の報酬改定によるものでございまして、職員に準じて改定されるものでございます。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは以上をもちまして、会計管理局、人事委員会事務局、監査事務局、議会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後3時59分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日、行いたいと思います。

開会時刻は午後1時30分といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後3時59分散会

令和6年12月5日(木曜日)

午後1時0分再開

出席委員(8人)

委 員 長	川 添 博
副 委 員 長	山 口 俊 樹
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	濱 砂 守
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	坂 本 康 郎
委 員	岩 切 達 哉
委 員	黒 岩 保 雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	春 田 拓 志
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也

○川添委員長 それでは委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時26分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、一括して採決いたし

ます。

議案第1号、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第21号、議案第23号、議案第31号及び議案第33号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第21号、議案第23号、議案第31号及び議案第33号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時35分再開

○川添委員長 それでは委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、1月23日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと存じます。

暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時37分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

1月23日の閉会中の委員会につきましては、先ほどの執行部の説明を受けるという内容で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それではそのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時38分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 川 添 博